

水戸藩天保の検地とその意義

大石 慎三郎

1 弊風改革と郡制改革

経界を正す（田畑の台帳と実際の保有状況とが、大きくくいちがっているのを、それを正して租税の不公平をなくし、同時に藩財政を安定化する）手段としての検地が必要であることは、すでに寛政・文化・文政期にみられた多くの農政論で強調されており¹⁾、また藤田幽谷も文化9年（1812）に農村救済のために領内総検地を強く主張している²⁾が、その具体化については徳川斉昭の登場までもちこされた。

文政12年（1829）10月17日に就封した徳川斉昭は翌18日に民政に関する弊風革新の方針を老臣たちに示している³⁾。それは、(1)三雑石切返しを廃止する、(2)碎代を廃止する、(3)殺生運の廃止（但しこれは喪中という意味であるから当年かぎり）、(4)鷹場以外の村々に一率に課していた殺生に関する高掛物の廃止、の4ヶ条である。この場合どれをとってみてもそれを実施すると水戸藩にとっては藩庫の収入にかなりの打撃をあたえるものであるが、斉昭は「一度は藩の損になっても、その結果農民が肥えれば、まわりまわって藩の益にもなることであるから実施したい」といっている。これは「財散則民集＝上（領主）が財を散ずれば、民はそれをして集ってくるものである」の論理であるが、当時民を集め肥やすためには抜本策であると考えられていた経界を正すこと＝検地による負担の公平化については、一言もふれていない。

〔補註〕

三雑穀切返しの方法というのは水戸藩独自の畑租徴収法である。元来畑租はそこでとれる雑穀を米に換算し、それに見合う額の金を納める（代金納）が一般であるが、水戸藩では正保年間（正保元は1644）から三雑穀切返しの方法をとった。それは畑百石につき大豆5石、稗3石、荳1石2斗の割合で藩側が元値段で買上げ、それを農民に預けた形にしておいて、収納時に2割の延を掛けるという、5石を6石、3石を3石6斗、1石2斗を1石4斗4升と増額し、それを農民に売付値段で売ったことにして、その差額を納入させるという方法である。元値段は売付値段より安くしてあり、そのうえ2割の延があるので藩側は勞せずして儲けられるという狡猾な税法で、水戸藩の悪税の最高のものでされていた。

碎代というのは、水戸藩では年貢米の一部を玄米でなく粃で納めさせていたが、粃で収めると玄米にする（粃摺をする）過程で出る碎米が出なくてすむから、というので、粃納の場合はそれに見合うものを碎代と呼んで別に収納していたものである。

(4)は鷹場に指定されて禁猟になっている村以外の村々については、鳥獣や魚などがとれるだろうというので、実際の猟の有無、その多少にかかわらず、村の高100石に金一分の割合で徴収していた。

では斉昭はこの段階では検地のことを考えていなかったのかということそうではなく、その必要を痛感していたが、なんといっても検地は大事中の大事、また難事中の難事でもあるので、よほど慎重にやらねば、とりかえしのつかぬことになるので、十分な準備と適当

な機会を見てと心中深く考えていたろうことはその後の行動からみても明らかである。

斉昭がまず実施したのは改革（検地を最終目標とする）実施の体制づくりとしての人事の刷新と機構の改革であった。

斉昭は就封するや弊風改革の一環として水戸藩士のうち江戸者（江戸詰）と水戸者（在国）との間にある不均衡を平均することを方針としてうち出しているが、文政12年12月14日には先代の老職たち、すなわち水戸執政の赤林重興、江戸執政榊原照昌・岡崎朝郷を罷免、そのあとに大寄合頭の岡部以徳、大番頭の野中重同、参政の朝比奈泰然、同中村淑穆をあて、また小普請触頭の酒井喜昌を勘定奉行に、小普請組の戸田忠敏を江戸通事に抜擢して、斉昭政権の中心部分をかためている。この処置は江戸通事の関信正、江戸の勝手勤の大久保秀房を就封同時に厳罰に処して、その上司の重興・照昌・朝郷らが自発的に引退するのを期待していたが、一向にそのことがなかったので斉昭の方から首脳部刷新という形でおこなわれたことであった⁴⁾。

斉昭は就封早々前記のように弊風刷新の案をつくって老臣に示したが、それがすぐ実行されるような状況になかったため、彼は一歩さがって郡制改正から手をつけようと、翌天保元年（1830）3月に藩の執政たちにその検討を命じたが、執政たちは徒らに旧習に拘泥して事を進めようとしなかったため、このうえは民政担当の要にあたる郡奉行（郡宰ともいう）に人材をすえるほかはないと考え、同年4月それまでの郡奉行全員を転出させ、新たに改革派の人材友部好正・田丸直諒・山口正徳・川瀬教徳・吉成信貞・会沢安・藤田彪を登用し、彼らに改革の素案の検討を命じた⁵⁾。

これをうけて新任の郡宰たちは同年5月斉昭に建議書を提出し、斉昭直々に藩地に来て（就藩）改革推進の中心になることを要望するとともに、改革の問題点をのべ、その一つ

として経界改正（検地の実施）の必要を述べている。このとき検地施行の必要性を述べ、その断行をもっとも強く主張したのは川瀬教徳であったといわれる。

これにたいして斉昭は同年6月4日に「経界改正（検地施行）は自分も全く同感だが、急々にはできることとは思えない。いずれそのことについては相談のうで充分話も聞くが、とりあえず自分の考えを簡単にのべておく」として検地即時実施には同意しがたいことを郡奉行たちに書き送っている。このなかで斉昭が言っているのは、ここで経界を正すために検地を実施すると、多分窮民は喜ぶだろうが、富民はどうであろうか。それに内々に田畑を売っている貧民たちも、かならずしも喜ぶだけとはかぎらないので、事を急いで万一民心を失うようなことがあると、それこそ大変であるので、よくよく事を見極めてでなければ検地には手を出せない、というのである。

この斉昭の検地実施時機尚早論はかならずしも説得的でないが、そのことは逆に、この段階ではまだ斉昭の胸中には、検地施行ということが全然ないではないが、それは大分先のことで、今はその前提としての体制づくりが急務だという不動の信念のようなものがあったことを感じさせる。

天保元年9月14日には、領民に綿服を着用すべきことを命じ、斉昭みずから範を示した（なお服制細則は天保2年4月8日発布）。また同元年10月13日には藩吏の70歳以上のものをしりぞけ、壯者を登用する定年制を実施している。しかしこの定年制の施行も、斉昭は60歳以上をそれにあてたかったのだが、反対が強く衆議の結果原案から後退して70歳以上ということになったのである。

これよりさき新任の郡奉行たちに改革の素案を検討させたときに、郡制改正が必要だとの意見があり、それを最も強く主張したのは検地についてと同様、川瀬教徳であった。

水戸藩の郡制は郡奉行と代官の二本建でおこない、郡奉行が農政一般、代官が蔵入地の年貢収納事務をおこなうという体制になっていた。しかし二本建ではどうしても円滑・公平を欠くことが多かった。寛政11年（1799）に四郡奉行と五代官制をとっていたのを廃止して郡奉行一本とした。そして今迄の郡奉行4人のほかに廃止した代官のかわりに2人の郡奉行を追加、都合6人の郡奉行で農政全般を担当することとした。この郡奉行数は享和2年（1802）に11郡11人制に改訂されその後も改訂があって、天保ころは7郡7人制となっていた。

寛政11年までは郡奉行（もちろん代官も）は城下において、必要なときに任地に出掛けるという体制であったので、農村の実情にくらいものが多かった。この点を考えて、郡奉行は任地に常駐したほうがよいという意見が強くなっていたので、代官を廃止して郡奉行一本にふみきった翌年の寛政12年から、順次郡奉行土着制を実行にうつし、享和2年に完成した⁶⁾。しかし郡奉行が任地に常駐して親しく農民の労苦に接するということは大変結構だが、逆に農民たちが役人に狎れてしまって、これを恐れなくなり、そのうえ郡奉行の会合をしようにも任地が異なるので、集って話し合う機会も年1、2回にすぎなくなり、いきおい郡毎に民政の方針・内容に異同があるという不都合も生じてきた。そのため昔のように郡奉行の役所を城下に移し、7郡あるのを4郡に統合した方が、より充実した政治ができる、というのがこのときでてきた郡制改革論の論拠であった。たしかに水戸藩の天保改革のように農政上に思いきった改革を行なおうと企図する場合、その直接の担当官である郡奉行が藩の首脳部と、また相互にたえず密接な連絡をとれるようにしておくことは是非必要なことであった。

斉昭もそのことを感じていたらしく同天保元年7月に至って郡奉行たちに、この際郡制

改革を断行して、郡宰の城下町駐在制と4郡制を採用すべきか、また旧来のままでおくべきかどうかについて、その利害得失を充分検討してその結果を答申するよう命じた。答申は同年7月16日付で提出されるが7ヶ条よりなりそれは改革を良しとするものであった。

この答申に力を得た斉昭は郡奉行7名のうち友部好正・山口正徳・田丸直諒の3人を同年7月23日に、また残りの4人、川瀬教徳・会沢安・藤田彪・吉成信貞を約3ヶ月おくれの同年10月21日に江戸藩邸に招いて、郡制をはじめ民政について直々に討論している。この郡宰の招致は郡制改革実施への最後のつめであるが、これでは準備工作は終わったと見た斉昭は同年11月13日付の郡制改革の布達案をつくり藩執政にその実施を命じている。そもそも藩の執政たちは、この改革にははじめからあまり賛成でなかったようであるが、斉昭の強い態度におされ、翌天保2年正月11日に郡制改革を発令した。新たに郡奉行に任じられたものと、その担当の郡制はつぎのようである⁷⁾。

郡奉行	担当部
川瀬教徳	南
藤田 彪	太田（北）
吉成信貞	松岡（東）
石河幹忠	武茂（西）

なお郡の下に（ ）を入れて記入したのは、天保11年9月に改正になった郡名である。さてこれを見て一つ注意すべきは、先に斉昭が郡制改革について江戸藩邸に7人の郡奉行を招致したとき、日をかえて3人と4人の二組に分けたが、先に召致された3人が郡奉行からはずされ、後に召致された4人のうち会沢安を除く全員が留任していることである。但し、このとき郡奉行をはずされた者は、必ずしも左遷されたわけではなく、栄転と見られるものが多い。なおこの時郡奉行からはずされた3人は立原（翠軒）派、残った方は藤田（幽

谷) 派, また前者は保守派, 後者は改革派と考えられるので, この郡制改革は, 経界改正(検地施行)という大目標に至るための予備的機構改革であると同時に, また人的配置の改革でもあったといえることができる。

- 1) 藤田幽谷「勸農或問」, 平山貞「鳩民遷言」など。
- 2) 藤田幽谷「壬申封事」
- 3) 「水戸藩史料」別記巻7「弊風の革新」
- 4) 同前
- 5) 「水戸藩史料」別記巻7「民政改良の発端」
- 6) 「水戸市史」中巻(2)「郡制の改革」
- 7) 「水戸藩史料」別記巻7「民政改良の発端」

2 検地施行をめぐる抗争と改革派の勝利

この郡制改革で検地実施の体制はほぼ整ったとみてよいのだが, 改革派が改革への地歩を固めるのに対応するかのようになり, 反対派(保守派)の抵抗もまた強まったようである。すなわち郡制改革で郡奉行を止めて調役に転進していた立原派の友部好正らは, 執政岡部以徳を擁して公然と改革反対の立場にたち, 天保2年10月29日には水戸調役であった会沢安(改革派)を史館総裁の職に左遷するなど, 人事面でも強い攻勢に出た。

これにたいし川瀬教徳・藤田彪ら郡奉行全員は会沢安の復職と執政岡部以徳の罷免を要求して結束し, その要求が容れられなければ郡奉行を総辞職すると斉昭に迫った。斉昭は色々慰撫に力をつくすが仲々うまくゆかず, 結局天保3年11月16日に改革派の中心人物で郡奉行である川瀬教徳を京都の順姫付の用人に左遷, また同時に執政岡部以徳はその願を容れたという形で退隠させた。喧嘩両成敗ということであろうが, 検地実施論の中心人物川瀬教徳を失った改革派の打撃の方が大きかったといえよう⁸⁾。

こんな内部抗争が続いていたため, 郡制改革以降検地までは天保2年3月に飢饉に備えて稗6万俵を貯穀(従来のもので20余万俵あったので都合30万俵に近いものとなる。なお天保5年段階の貯穀量は稗, 粃, 粟, 黍などの雑穀を合せて39万4,717俵となっている⁹⁾)したことで, 同7月に完成した水神川浚渫工事, それに同4年8月20日の育子分家法実施のほかは, 見るべき民政がない。

以上のように検地の施行は容易でなかったが, 天保7年のいわゆる天保大飢饉によって, ただでさえ疲弊している農村はほとんど潰滅的打撃をうけ, 何か非常の手段に訴えなかったら救いようがないことが誰の目にも明らかになった。いま水戸藩領の被害状況を数字であらわすと第1表のようになる。田は皆無作が約85%, 畑でも約55%, 田畑合すると実に

第 1 表

	皆 無	中 傷	小 傷	合 計
田	石 132326,335 (84.99%)	石 23351,706 (14.99%)	—	石 155678,041 (100%)
畑	石 97903,447 (54.99%)	石 44501,567 (24.99%)	石 35601,253 (19.99%)	石 178006,267 (100%)
合計	石 230229,782 (68.99%)	石 67853,273 (20.33%)	石 35601,253 (10.66%)	石 333684,308 (100%)

69%ほどものが、作物が全然とれなかった皆無作で少しの損害ですんだところは田にはなく、畑で20%ほどにすぎぬ。また一方これほどの大飢饉でありながら、水戸藩は貯穀政策などに力を入れていたため、領内から1人の飢人も出さなかったのも、農民は藩に大変信頼をおくようになったこと、など校地を実施する外的条件は急速に好転しつつあった。

この機会をとらえて検地を強行したいと考えた藩主斉昭は同7年8月郡宰鈴木庄蔵と海野泉蔵とを招き自らも色々その意見を聞き、さらに執政渡辺半介に強くすすめ指示して（渡辺には郡宰などの意見を聞く気は毛頭なかった）、執政部屋へ執政・御側御用人・調役など藩政首脳部を集め、斉昭も出座し、そこに鈴木・海野両郡宰を呼んで農政を論じた。その席で「我藩の産物にはどんなものがあるか」などのんびりした質問をしている藩主脳部の態度にすっかり腹をたてた斉昭は、「そんな話は、何時でもできる。もっとも大切な経界を正す（そのため検地を施行する）という問題について論じたい」として、「これまでも検地を施行することは良いことであるが、今はまだその時機でないという論議だけがくりかえされているが、それでは世の中が一度戦国時代のようになり、それが治った時でない出来ぬということになる。どんなにむずかしいことでも、やって出来ぬことはないのだから、結果は検地などしようという気持がないから、まだその時期でないなどという意見があるのだと自分は思う。その点どうであろうか」と質問した。

これに対して郡奉行の鈴木庄蔵の方は「いくら農民のためなどといって、色々なことをいったりしたりしても、経界を正さないうちは、いわばうわべ事を言ったりしたりしているにすぎない。領主がそう思われている以上は、やって出来ぬことは全くありません」と斉昭の検地施行論に賛成の意見をのべた。これにたいし海野泉蔵の方は「たしかに検地は

良いことですが、容易なことではできないので、よくよく熟慮し慎重を期してほしい」と反対論をとえ、執政たちが異口同音にこれに賛成して、当分施行を見合わせるようにと主張した。この時改革論者の中心人物である藤田東湖も熟慮、慎重論をのべている。このように殆どの意見が検地については、姑息な慎重論であったので、くさった藩主斉昭は、さっさと奥へひっこんでしまった¹⁰⁾。

このように会合そのものはすこぶる失望的なものであったが、これを機会に藩の救荒措置が成功して、農民の藩への信頼が深くなっていたという背景もあって、時機を失わずに検地を施行すべきだという意見が段々勢をもちはじめた。このようななかで検地施行反対論をのべていた藤田東湖も、段々と即刻施行論にかわっていったらしく、翌8年8月18日付の郡奉行吉成信貞（彼は強い検地施行論者であった）宛の手紙では、検地施行の細部にも立入った意見を述べ、「来年春にはきくと検地が施行できるよう、自分は仕度工夫をしているので安心するように」と藩首脳部の意見を検地をもってゆくことを約束している。

丁度こんな状況であったときに、一時左遷されていた改革（検地も含めての）の指導的推進論者であった川瀬教徳が九州より帰ってきた（同年9月）ので、検地施行論者はますます勢力をましてきた。しかし一方藩執政たちはまだ賛成論にきりかえたわけでもなく、なかんずく側用人の小宮山昌秀は反対論を主張してゆずらなかつた。ただしこの小宮山の検地反対は、必ずしもただの保守主義から出たものではなく、軽率に検地に手をだして農民の反対一揆でも誘発したらもとも子もなくなるという理由からであった。しかし今が、決断の時と判断した斉昭は検地断行を決意しその旨を川瀬教徳と小宮山昌秀に手書を送っている。そのなかで斉昭は「検地を行って農民負担を平均にすることを彼是騒ぎたてる百姓があれば騒ぐがよかろう。そんな輩は必ず

裕福な百姓にきまっております、たかが知れているので、20人か30人ばかり首をはねてやるつもりだ」と言っている。斉昭は検地は貧困百姓には得であるので一部富農が騒いでもそれに小百姓まで同調して一揆という最悪事態にはなるまいとふんでいたようである¹¹⁾。

以上のように藩主斉昭が強い決意を示したので、反対論や消極論もようやく弱くなり、検地実施の準備が段々と進みはじめた。丁度こんなときに検地施行の主張者であり指導者でもあった川瀬教徳が病気になり、天保9年5月2日に死亡したので、若干の動揺もあったが、藤田彪と吉成信貞が中心になり、斉昭を援けて事をすすめた。

同9年11月14日、それまで検地を反対しつづけていた郡奉行海野順を外転させ、翌15日に郡奉行たちに命じて検地実施に係る諸事（日程、費用など）の調査を命じ、12月18日執成中村淑彦を検地総司に、参政今井惟典、側用人藤田彪らを検地掛に任命、これで検地実施の藩側の体制は一応整ったわけである。

明けて天保10年の正月12日にさきに命じておいた検地実施に係る諸事調査ができ、その報告書が提出された。それは「土地方御改正ニ付諸入用大図」という¹²⁾。

水戸藩の検地は、① 村下組、② 内調、③ 縄入、の三段階を経て実施されるのだが、①の村下組とは、庄屋1人、組頭3人、老農4人（小前達がこの人なら信頼できるとして選出した者）、歩行4人、定使1人、茶番1人の計14人の構成で、村側だけで村内の土地の評価をすること、②の内調とは村下組が正しいかどうかを藩側で調べることで、縄頭1人、手代1人、郷役人（村役人の代表として選出されたもの）1人、内夫2人、合計5人が、1組になっておこなう。③の縄打はもちろん検地縄入であるが、縄頭上下2人、手代2人、郷役人1人、竿取4人、内夫3人の合計12人が1組になっておこなう。

さてこのような手続を経ての日程であるが

先述の「土地方御改正ニ付諸入用大図」によると、水戸藩領の当時の総石高は42万石であるので、村下組は1日50石宛の作業容量として8,400日分の作業、内調は1日100石宛で4,200日分、縄入も同様4,200日分であって、合計1万6,800日分の作業量と見積られている。なお村下組の作業を行う時期としては、1月11日より始めて、2月、3月、7月、8月、10月、11月と12月10日までの締日数210日分があてられているが、うち30日雨天があるとすると正味180日が見積られている。また縄打については、正月12日よりはじめ2月、3月、9月、10月、11月と12月10日までの締日数約180日分があてられているが、これのうち30日が雨天として正味150日が1年間の実働日数と見積られている。

こんなわけで検地は村下組にとりかかっているから縄入れが終るまで3ケ年の歳月が予定されており、また諸経費も合せて1万3,799両1分が入用と計算されている。1ケ村宛の検地総経費は23.8両余、1万石当り328.5両という計算になる。

さてこれで万事の話が終ったので同天保10年4月4日に勝手掛老中水野越前守忠邦を通して幕府に対して検地実施の許可を願い出、同20日認可を得た。その関係文書は以下のごとくである。

水戸殿領分寛永之度、土地方被相改候処、追年未熟、小民とも別而立行相成兼候趣相聞候ニ付、此上衰弊相募不申様被致度、夫々役人共へ懸り被申付、領中田島段別為相糾候積りニ御座候、此段申達候様被申付候

御領分田島段別之義、御先格茂有之候上へ、御勝手次第之事ニ而、勿論他領地境等之場所、異論無之、都而人氣不立様勘弁いたし可取扱旨、掛り役人江御申付被成候様可被申上事

- 8) 「水戸藩史料」別記巻18「検田 上」
- 9) 「水戸藩史料」別記7「民政改良の発端」
- 10) 「水戸藩史料」別記巻18「検田 上」
- 11) 同前
- 12) 同前

3 木障切法の改訂と検地条目の制定

木障切とはコザギリと読んで、木や藪が他の障りになる場合、これを切り取ることをいうが、田畑の周辺の木や藪は日影をつくって作物の育成を妨げるので、とくに問題であった。水戸藩では天保2年3月に表通りに面した竹木は往来の妨げになるので一律に1間ほど内に切りこみ、また相互に障りになるようなものがあれば話し合って伐り払うことを命じている。

しかしこの程度の規定では全領検地を行なうには曖昧な点が多すぎるので、天保10年2月7日、詳細な木障切法を定めて来るべき検地に備えた。それによると藩有林(山)、寺社山、侍持山、百姓持山いづれを問わず木障になる場合の共通の規定として

- 一. 山岨の田畑の木障は東南西は20間まで、北は10間まで。
- 一. 平地の田畑の木障は東南西は4～5間まで、北は2～3間まで。
- 一. 往還道の木障は3間。
- 一. 往来へついている居藪は1～2間。
- 一. 居藪が茂って田畑の木障になっているものは東南西2～3間。

と定めている。但し条件によりこの規定よりは若干の用捨もあり得るがそれは4郡で申し合わせて甲乙なく実施するようとしている。なおこの指示にもとづいて木障切の具体的事情に対応する処置のしかたは、2ヶ月ほどおくらせて制定された検地条目のなかにくみ入れられ、また一般論は田畑木障引と田畑蔭引とに分けて、条文末尾に加えられている¹³⁾。

さて同天保10年4月29日に検地実施の具体

的な扱処を示した検地条目が制定 発 布 され る。この時の検地条目は全部で74ヶ条からなっていたと考えられるが、これはまだ完成したのではなく、その後補訂したり追加したりして段々と実際の検地施行に用いられたものに整えられてゆく。

たとえば水戸藩の天保の検地のもっとも特徴点とされるのは、(イ) 従来上・中・下・下々の4段階に分けられていた田畑位付を上・上下・中・下・下々の5段階にしたこと、(ロ) 検地竿の1間の長さを6尺5寸としたこと(寛永検地は6尺竿)、(ハ) 百姓の屋敷地は1軒につき2畝歩まで年貢免除とすること、などであるが、4月29日の検地条目には、従来は田畑位付は4段階であったのを、その下に1段階を加えて5段階にすることは規定しているが、新設段階を上と中との間に上下田(畑)という位とし、石盛の方は先の中田(畑)を上下田(畑)、先の下田(畑)を中田(畑)、先の下々田(畑)を下田(畑)というように、中田以下を一段くりあげることで処理すること、また検地竿の長さを6尺1歩とする(これは幕府の検地条目に敬意を表してこの表現を用いたので、実際は6尺5寸とした)こと、および百姓屋敷の年貢を1軒につき2畝歩まで免除する規定の箇条は入っていない。これらの箇条はその後段々と制定追加されていったわけである。このようにして段々追加補訂整備されて実際の検地に用いられたものと思われる「土地方御正ニ付御条目并申合箇条増補」を見ると、検地条目の部分が93ヶ条と「此部御条目申合書之外ニ記置可申候」と註記した増補の部分が41ヶ条となっている。いまこのなかの検地条目の部分を参考までに記しておくつぎのようになる。各箇条の始まりを示す、一のうえに(1)[2]といったような番号をふっているが、[1]というように[]でかこんだ数字は天保10年4月29日に制定された検地条目のヶ条番号を示すものであり、(1)というように()でかこんだものはその後追加補訂

されて最終段階の条目における箇条番号を示すものである。第17条までは両者同様であるが、それ以降は追加箇条や、場所の入替えなどが段々と目立つようになっている¹⁴⁾。

此度土地方御正ニ相成候儀ハ、御領中村々田畠甚不平ニ有之、小民別ニ難儀之趣ニ付、荒地畝詰田畠成替、其外逐一吟味之上、有畝歩正敷打立位付取箇其实ニ当り候様相定、一体ニ御仁政ヲ蒙り候様にとの御主意ニ候条、百姓老人之所務減過いたし候共、一村之上ニ幸不幸無之、一村之石高等致減過候とも、御領中之上ニ不平無之様、取調候儀可為肝要事

{1}一。御繩奉行ニ御郡方勤等并郷役人竿取致附属、右一組と相定、御領中廿四組ニ而、四郡村々取調候事ニ候条、存意之趣兼而厚ク相談いたし、心得振等区々ニ不相成様、精々可被申合事、

{2}一。位付之儀ハ後世迄其村之盛衰ニ拘、至而大切之事ニ候間、何分念入相極可申候、尤其土地之肥瘠作徳之多少等ハ、其地ニ成長之もの得と相弁居候筋故、先ッ村方ニ下組いたさせ其上ニ罷出、得と致吟味之、実ッ失ひ不申候様内調可致事、

{3}一。其村ニ臨境目等迄相廻り、地味之善悪用水之懸引旱損水損日請之模様、秣場等一村之大体、得と致見分置候儀、肝要之事、

{4}一。土地之位ハ自然と極可致事ニ候間、寛永之位付容易ニ動ンがたき儀ニ候得とも、民居之配り合、家数之減過、用水之掛引等ニより、地味変化之場ハ当分之所、以位付可致候、尤川付之外ハ地味掛り隔之相違ハ無之事と相見、荒地多分之村方ニ而も、鹿土地之場ヲ致荒蕪、上中之土地ニハ変化も少キ事ニ候条、先御図帳之田畠屋敷惣町歩、上中下之位と、今度下組之町歩位付廃地新開等、勘考之上位付可致事、

{5}一。下組之位付石高等相応ニ相見候共、実地ニ臨ミ位不相応之場ハ見分之位付いたし候儀勿論ニ候得とも、一村切之上中下ニ候間、村立之模様地勢等得と勘考之上、位付可相直事、

{6}一。一村新田、或ハ往元新田より本郷ニ改候村方ハ、田畠とも上中之位付無之、其外先御検地位負又ハ位付低キ村方ハ、当分之村立勘考之上、地味相当之位付可致事、

{7}一。田畑之位付ハ、土地之善悪ニより相定候儀勿論ニ候へとも、乍去盛成村方ハ上かと思候所ハ上ニいたし、中か下かと思候所ハ中ニ致シ、又衰候村方ハ上か中かと思候所ハ中ニいたし、中か下かと思候所ハ下ニ致し可然事、

{8}一。田畠共、人家最寄ハ先規之通先ッ上ノ位たるべし、都而居所ノ田畠ニ之遠近可有勘弁事、

{9}一。人家最寄之田畠ハ、先ッハ上之位たるべく候所、田方ハ用水専用之事ニ候間、用水不足之場、或ハ地窪ニ而悪水湛候場、畠方も至極之鹿土地場ハ、位付其地味により候へ共上か中かと思所ハ上之位、中か下かと思所ハ中之位付ニ而可然、手遠之田畠ハ、上か中かと思所ハ中之位付、中か下かとおもふ所は下之位ニ而可然事、但、居村之人家ノ手遠ニ候共、他村之人家ニ続候田畠、其外隣村地続之田畠ハ、双方格別之甲乙無之様可斟酌候、

{10}一。田方ハ用水を元ニいたし先ッハ江際ニ上ニ取候所、土地之模様により却而江際ハ冷水懸り作毛生立不宜、又ハ江際ハ水掛り宜候共末之方水廻り不宜、畠方之儀も地下ノ土地ニ上ノ方ハ地浅、下ノ方ハ地深、田畠共一枚之内ニも地味格別ニ高下有之、大筆之分ハ境を立位付内訳ニいたし可然事、

{11}一。川付等出水之度毎ごみ置、惣而後々地

味可相直と見込候地面ハ、地味之盛衰得と相考位付可致事、

(12)
(12)一. 川付不定地、又ハ原野付等不毛同様之地ニ、御高入に難相成場ハ、見取ニ可致事、

(13)
(13)一. 海川等産業有之村方ハ、農業疎略ニ候故、惣ニ作毛悪敷ものに候間、地味ニ随ひ位付可致事、

(14)
(14)一. 小筆之島畠ハ大方ハ一位下ルべく候得共、大筆之島畠ハ土地相応之位付可致事、

(15)
(15)一. 片畑等之畠間に空地之場へ楮蒟蒻等植候地面、幅一間以上ハ地味ニ随ひ位付いたし、畠ニ改可申、屯間ニ不足之分ハ見捨之事、

(16)
(16)一. 困窮人持分ハ良地ニ、も地味悪く見へ、相応人持分ハ廉土地ニ、も地味能見ゆるものニ候間、兎角ニ並ひし地見合位付可致事、

(17)
(17)一. 水損旱損之申立有之候とも、土地之模様、地味之厚薄、得と勘考之上位付可致事、

(18)一. 田畠共村々目抜之良地ハ、字付帳へ斗り其意味可記事、

(19)
(18)一. 田畠共往元之位ハ追々変革有之、此度改候上ニハ何れ之位ニも動シ易キ場所可有之候、右様之分ハ野帳へ其訳記置可申事、

但、位付ニ限らず意味有之分ハ野帳へ可記置事、

(20)
(19)一. 位付石盛之儀、是迄四段之御定ニ有之、取箇之儀往元一村一取ニ候処、此度別段之儀ヲ以右四段之下ニ位付一段御増、田ハ五斗畑ハ式斗之分米ニ御定、取箇之儀も一村三段迄ハ申付不苦候、乍併右様重々御憐愍被遊候上ハ、御仁恵ニ狃不申、山間入谷津、又ハ原野付等、全ク廉土地之場所等ニ限り、新位下取ニ可申付候事、

(21)
(20)一. 田畠廉訳之儀ハ、たとへハ台坏山入離坪之類、平場之内ニも大郷坏原野ニ付深

田等ニ至廉土地之類、地味格別相違之場ハ道筋江川礙境とか見切ヲ立引分ケ、尤山郷等之内東之谷津も西之谷津も地味同様ニ候ハ、同取ニ組入、平場ニも南之原付も北之野端も地味同様ニ候ハ、同取ニ組入、其外一纏宛地味高下有之、無余義別廉ニ引分不申候而ハ不相成候類ハ、何ケ所ニも見切ヲ立、地味同様之廉ニ組入可申候、併田畠共位五段ニ被仰出、位違畝反之延縮ハ御取ニ相成候間、先ツハ台坏離坪之類、地勢相違之処ハ、其場限りニ位付ヲ以て、高下分廉取調可申事、

(22)一. 田畠老反歩ニ付五等之石盛之事

上田	老石三斗	上畑	老石
先中田	上下田老石壹斗	先中畑	上下畑八斗
先下田	中田九斗	先中畑	中畑六斗
先下々田	下田七斗	先下々畑	下畑四斗
新位	下々田五斗	新位	下々畑式斗

(23)
(21)一. 新位田之五斗代畑之式斗代ハ、先ツハ山入原野ニ付等之端々之地面ニ可有之候処、其先々段々開ニ可相成地面有之場ハ、容易ニ位引下ケ兼可申候間、得と勘弁之上位付可致事、

(24)
(22)一. 本郷同様之地味ニ、新田ニ相成居候分ハ、都而本郷ニ可改之、山中郷離坪亦ハ至廉土地之分ハ、是迄之通り新田ニ居置可申事、

(25)
(23)一. 新田ハ本郷入ニ改候共、本郷御取付之廉へ組入かたき場ハ、地味相応之御取付を以、別廉々之内ニ組入可申候、其外場所ハ本郷之内ニも難居置分ハ得と勘弁之上新田ニも組入可申候

(26)
(24)一. 内調畢候ハ、御郡奉行御勘定奉行一同廻村致シ、先々遂見分候上、御罷奉行等罷出纏入可申事、

但、一村打終候ハ、其時々野帳ヲ封御郡奉行へ可相廻候、

(27)一. 間繩之儀ハ御定之通り六尺壹歩ニ打立、端尺之儀ハ廉土地ハ半間迄良地ハ四半間迄打立可申候、尤田畠之形ニより

平均間= 致し候所ハ尺迄を歩詰之勘定に入、御図帳へハ四半間迄=記可申候事、

但、中以下之廉土地ハ、先ツハ三尺迄ニ打立可申、尤地味地模様ニより見斗可有之候、

(28)一. 四半間之端尺ハ田畠の上と上ノ下之場ニ限リ可申事、

(29)一. 田畠とも廉訳三段ニ相成候村方は之廉之儀ハ都而三尺迄打立可申事、

(30)一. 畝反之唱算法ニ而ハ町反畝歩分厘ニ候処、是迄之通分ヲ除直リ厘と唱算用可致候、

(31)一. 縦横廿間数掛合老歩ニ不足之儀ハ、四捨五入之勘定ニ可致事

(32)
(25)一. 位付并取箇之儀ハ地味民力等勘考之上相定候筋ニ候得ども畝反之儀ハ御領中一体ニ無之候而ハ、相当不致候処、心得違繩心ニ而致差略候様ニ而ハ、石盛等都而其实ヲ失ひ混之端ヲ開候間、繩之儀ハ四郡村々少も無不平可打立申事、

(33)
(26)一. 毎日卯之半時ニ罷出申之上刻ニ仕舞可申事、

(34)
(27)一. 検地打始メ候村方ハ吟味細ニ繩詰るへく、繩詰候へハ百姓及困窮ニ候間、始終一体ニ相心得延縮無之様可申合事、

(35)
(28)一. 田畠打立之儀繩ヲ專ニ相用ひ、土地之模様ニヨリ竿ヲも兼用可申候、尤繩延縮無之様朝昼と両度宛改可申事、

(36)
(29)一. 位違石盛違肩高応地狭地落地二重打心ヲ付可申事、

(37)
(30)一. 山畠之検地ハ下と打可申、尤片下り之畠ハ勾倍是を考繩入可申、都而横竿ヲ入候所念入可申事、

(38)
(31)一. 湿地之畠方水葎之ため幅半間以上堀ヲ付、年々稻毛作付候分ハ、其土地ニ応シ位ヲ付、堀代田ニ改、田と畑と内訳ニ可致候、幅半間ニ不足之分、并五六歩以下ハ不殘畑ニ打立可申候、尤地模様ニより候而ハ五六歩以上ニ而も畑ニ見込五六分以下ニ而も田ニ改可申事、

但、全ク水葎堀ニ付不毛之場ハ、堀代除之と外書ニ可記置事、

(39)
(32)一. 田畠共一筆一步ハ見捨之、式歩以上打立可申候、棚田山畠等ニ而数枚之田畠老筆ニ詰候節ハ、老歩たりとも打立申へく事、

(40)
(33)一. 有来之道畔溝堀等新規ニ広候儀可有之心ヲ付可致事、

(41)
(34)一. 田畠之境よれふれ有之場ハ、相直候様申付候間、内調之節心ヲ付可申事、

(42)
(35)一. 往還道幅有来之通ニ而、前後見合広狭無之様相改、尤大道幅三間、中道幅式間、小道幅老間ニ不足之処ハ可築立候、片畑等ニ而元来幅狭之場ハ、有来之通ニ而不苦候作場道幅三尺ニ相改、宿並ハ其場ニより間数可相定事

但、田畠之通路不順ニ而、新道願出候ハ、得と吟味之上可申付候、

(43)
(36)一. 大道ハ奥州海道等天下へ通候往来、中道ハ御城下ノ日光鳥山黒羽根笠間突戸等之御近領其外南御領武茂保内湊等之往来、小道ハ隣村へ之通り筋ニ候処、右之外横道ニ而も人馬往来繁キ場ハ、古来ノ道幅広キハ勿論、有来之通御居置之事ニ候処、作場道之内ニも驟等馬入指支、古来より幅広之所ハ其通居置可申事、

(44)
(37)一. 往還道筋田畑添之場ハ、道之左右へ杭立候様相違候間、作場道共内調之節改之、御繩打之節紛敷無之様可申付事、

(45)一. 往還宿並之儀ハ、道之広狭見斗致竿付、別而往来ヲ狭め家作いたし候類ハ、左右見斗之上致竿付、以後家作いたし候節相直候様、村役人ニ相違、野帳へも其趣記置可申事、

但、道幅之儀ハ礎ヲ以可相定事、

(46)
(40)一. 大中小道際并岩根川端等見斗竿付可有勘弁事、

(47)
(41)一. 大中小往還之左右ハ、老尺竿付用捨可致候、尤道添溝堀等有之歟、道より隔段地面高キ所、又ハ隔段低キ場所ハ、竿

付用捨= およばず候事、

但、往還際たりとも屋敷ハ竿付不及用捨候、

(48)
(42)一. 岩根川端等之儀ハ、其土地之模様ニ
カ見斗ひ、勘弁致候儀勿論ニ候ヘ共、高岸等ニ而出水之度毎欠落候場と、なたらにて出水之時ニごみ置等ニ相成候場とハ、模様致相違候間、高岸ニ而欠落候場ハ、沓間又ハ式間迄見斗ひ竿付用捨いたし、又なたらにて、水入之場ハ根岸迄鍬入置共、先ツハ式尺通も退土目之場カ竿入可申事、

但、潮水付ハ位ニ而次第有之事ニ候間、不及竿付用捨候、

(49)
(43)一. 屋敷内又ハ畠中ニ墓所を構候分ハ不及除之、一纏ニ墓所ヲ構、道心寮等立置候分ハ可為見捨事、

(50)
(44)一. 田畠之内ニ有之大石大木古塚、其外作毛難仕付場ハ、横縦之間数無差略打立候上、除外書ニ記置可申事、

但、漆桑楮茶蜜柑柿等は畝歩ニ打入可申事、

(51)
(45)一. 田方境之畔ハ除之、小畔ハ不及除之、地勢ニカ棚田等幾重ニも畔ヲ不立候ニハ不相成場ハ、畔をも除可申事、

但、境畔之外たりとも、式尺以上ハ除之打立可申事、

(52)
(46)一. 畠之割境ハ竿付不及用捨、堀境之畑方ハ堀代除之、野帳へ外書ニ可記事、

(53)一. 百姓共居屋敷之内、格別之儀ヲ以、沓軒別式畝歩宛御年貢諸役々之免除、式畝歩以下之小屋敷ハ其地面丈ケ免除之、市場浜方等宿並之儀ハ大小に不拘、其屋鋪畝反之内可一割免除事、

(54)一. 居屋敷之儀ハ其百姓之家体ニ応、先ツハ家下庭構等、其地面之模様見斗ひ、屋敷ニ打立、其余ハ畠ニ改可申候、

但、四方囲有之屋敷ハ、藪地之外ハ屋敷ニ打立可申事、

(55)一. 屋敷之外へ隠居家又ハ蔵物置等立置

候地面ハ、畑ニ打入可申候、尤隠居家之内次男三男等分家ニ取立候心得ニ而家作いたし、往々百姓立ニ相成候分ハ屋敷ニ改可申事、

(48) 但、石岩等不毛之場、切崩、隠居家蔵物置等立置候場ハ、其土地之模様ニカ見取ニも改可申候、

(56)
(48)一. 畠中等ニ小屋懸ニ同様飯ニ致家作、老人独身等住居致、口過のため聊小商等いたし居候分ハ、畠ニ打入可申事、

(57)一. 屋敷続木障場、或ハ物干場等ニいたし置候地面ハ、其土地之模様見斗、屋敷又ハ畠ニも打入、又ハ見取ニも可致事、

但、地所悪、見取ニも難改場ハ見捨可申候、

(58)一. 屋敷之内御年貢諸役免除之畝歩、一筆切ニ内書いたし免除地と記、式畝歩以下之屋敷ハ、皆免除地と記可申事、

但、御年貢地之寺社人屋敷も同断ニ候、其外御朱印御除地之百姓屋敷之儀ハ、其訳記ニ不及候、一統御定之通年貢諸役免除被仰付候、

(59)一. 市場浜方之内、宿並屋敷ハ其屋敷畝反之内、沓割免除、明屋敷抱屋敷ハ不及免除候へとも、添張屋敷ニ改、野帳へも明屋敷抱屋敷と可記事、右之外式畝歩宛免除之場ハ、宿並たり共、明屋敷ハ勿論抱屋敷も畠ニ改可申候、

沓割免除之村々

南扱 潮来・牛堀・小川・湊・大貫・磯浜・細谷・河岸通

北扱 太田部 □右子

西扱 常葉村内元山町馬頭石塚長倉谷中・八幡町

東扱 平磯・久慈・河原子川尻・大津右村々内離候場は、宿統ニ而も見切ヲ付、散在同様式畝歩宛、免除之事、

(60)
(53)一. 居村屋敷之内、沓畝歩以上田ニいたし置候分ハ屋敷と打訳、右以下少分田ハ屋敷ニ打込可申事、

(61)
(54)一. 居屋鋪往還を引込三四軒以上之出入之道幅三間、老式軒へ之道幅半間道代斗除之、裏道へ無用捨、畠之畝歩江打込可申事、

但、屋敷之内へ除=不及候事、

(62)一. 村々御城米并溜穀藏、畠之内へ立置候地面へ、最寄畠方=准位付可致事、

(63)一. 竹藪之儀へ、屋敷内外共、田畠之際=不相成場へ、有形ヲ以て改弁納可申付事、

(64)一. 居藪之儀へ、其屋敷構之模様より構宜様藪地之内ヲも屋敷=打込、其余ヲ藪=改、野帳へ書較載申候、

但、居藪之外場中=有之竹藪も、改之土地順=打立可申候、

田畠之障=相成候藪へ、為伐払、荒=組可申候事、

(65)
(55)一. 荒地へ一円引捨可申候、尤古荒新荒等得と致吟味、開発可行届土地へ、反別相改、先々御図帳江記置、追而御郡奉行可有取斗事、

(66)
(56)一. 開発相届兼候荒地へ、追而分附山=改、是迄之持主ともへ相渡山野残上納申付、又立木仕立田畑木障=相成候場へ、村内草刈散野=相渡可申事、

(67)
(57)一. 荒地之内離々少々宛作目有之分へ、不定地之事=候間、見取=改可申事、

(68)
(58)一. 田畠木障引之儀、南木障へ老間半、東西老間、北半間迄へ可除之、往還並木等枝打相成兼候場へ、南木障三間、東西式間、北老間迄へ可除之、何レも見斗可有之事、

(69)
(59)一. 田畠木障引之儀へ、御定法之通木障成いたし候も、木障受=相成、又へ屋敷風除并謂有之立木、枝打のミユてハ木障=相成候場之御定候条、立木まばら之処、又へ無余儀位引下ケ之場へ、木障引之間数差略可致候、尤寺社境内之儀へ御定法之通木障伐難相成類、別而無余儀場へ、往還並木之御定=順、木障引可致事、

(70)
(60)一. 往還並木之義も、連綿と立続候場之御定=候条、まばらの処へ、半間迄之内見斗、木障引可致事、

但、無余儀位引下ケ之場へ勿論、枝打いたし候場へ木障引間数差略可致候、

(71)
(61)一. 山間入谷津等へ、位付等差略有之事=候得共、山之高低日受之善悪見斗、別而無余儀場へ、東南西北間迄蔭引いたし、北へ蔭引=不及候得共、是又場所=より、四半間迄竿付可致用捨事、

(72)一. 山間入谷津之蔭引へ、別而無余儀場之御定=候間、先ツハ半間迄之内、蔭引可致事、

但、山間之木蔭引間数丈之道堀有之候へ、田畠之内蔭引=不及候、

(73)一. 場広之処=而、嶮岨之山際蔭=相成場へ、木障引之間数通、南老間半、東西老間、北へ半間迄、見斗何レも蔭引=不及候、

(74)
(63)一. 木障引蔭引之儀へ、御定法も有之候得共、立木之模様、山之高低、或へ位引下ケ候場所等、其土地之模様=より、夫々差略有之事=付、惣而竿付除候間数、川端等=至ル迄、内調之節見切為除候間、数字附、帳=記置、御繩打之節、手順宜様取斗可申事、

但、竿付除候間数、御繩打野帳へも相記可申候、

(75)一. 寺社御朱印除地之田畠改之、境内並馬場へ繩入=不及事

但、境内=有之修験神職之屋敷へ改可申候、

(76)一. 寺社境内之儀へ繩入相除候段、野帳之末江断書可致候事、

(77)
(71)一. 御年貢地之寺院へ、境内中門を同本堂庫裏大庭之類、屋敷=打立、其余地味=応位付いたし、荒地之分都而居藪=改可申事、

但、馬場へ道代同様不及繩入候

(78)一. 御朱印除地之田畠ハ、荒地ニ而も位付いたし、当分荒と野帳ニ可記事

但、山林之内田畑ニ開候ハ、位付いたし改之、御朱印除山開キと可記事、

(79)一. 社地ヲ、御年貢地又ハ御朱印除地田畠之内へ移候分有之候ハ、改方向之上可相極事、

(80)一. 御朱印除地之境内江、御年貢地囲込置候ハ、其地面ハ改可申候、若地所難分候ハ、屋鋪并其最寄を御朱印除ニ見込、其余ヲ御年貢地ニ引分可申事、

(81)一. 御朱印除地ハ、打出打込とも其儘御付ニ相成候事、

(82)一. 御領分ニ有之他領之寺社御朱印并除地ハ改ニ不及事

(83)
(73)一. (寺社境内外に有之)御朱印除地之田畠地所難相分ハ、可然場所見斗可相渡事、

但、御正相済候後、成丈ヲ無主分土地方引分ケ、尤荒地有之村方ハ、割合ヲ以荒地も組入、石辻致都合可相渡候条、其分ケ野帳ニ断書致置可申候、

(84)
(38)一. 用水不足之村方ニ而、田畑之内江新溜池并新江筋悪水吐等願有之候ハ、見分之上水懸リニ可相成石高得と相糺、無余義願ニ候ハ、地坪江筋幅改、池代江筋代ニ除之可申事、

(86)
(39)一. 新道代江代等付候田畠ハ、横竪之間数へ外何尺道代江代に引と、野帳へ可記事、

(86)
(30)一. 溜池堤江、堤際之儀ハ見斗、耆式尺場所ニより三尺迄可除、棚田も高畔ハ見斗、東南西耆尺蔭引可致事、

但、堤際溝堀并小畔等有之分ハ、外ニ竿付不及用捨候、

(87)一. 先年他村之田畠之内ヲ溜池江代等ニいたし代地渡ニ相成候分ハ、地元之村方ニ而池代江代とも引捨、代地ハ立場ニ改可申事、

(88)
(64)一. 中山備前守殿山野辺兵庫殿松平由之

介殿在所構之儀、当時住居一構之分ハ猶更、構内家中屋敷田畠等何レも相除可申事、

(89)
(65)一. 御家中下屋鋪之儀ハ、百姓持と同様、荒地之分ハ山ニ改替候上、山野錢上納尤、場所ニ由田畠之木障ニ相成候分ハ木立為伐払可申事、

(90)
(66)一. 寛永中御改之節、分郷ニ相成候村方ハ、人ヲ以田畠引分候者と相見江、隣村之内所々ニ耆式枚飛飛地有之、又ハ耆式飛ニ入会居候杯も有之、更ニ村さかへ不相立、甚夕紛敷候間、此度村境ヲ睨と改、飛地之分ハ其村方之高ニ組、越石ニ致候方可然候間、右様之村方ハ追而取調可申事、

(91)
(67)一. 小高ニ而一村立ニ相成居候村々ハ、諸役并村役人之給分等費も不少候間、地勢ニ随ひ寄村々取調可申事、

(92)一. 皮多非人屋敷之儀ハ、郷高之内ニ而、引物又ハ見捨地も有之処、此度ハ一円見捨地ニ可致事、

但、皮多非人共、御年貢地之田畠屋鋪致所持候分ハ、此度御高入相除、見取地ニ御改ニ相成候条、地味ニ応位付いたし、見取地ニ改、野帳之末江外書ニ記置、御検地帳へハ不書載、別帳ニ仕立可申事、

(93)一. 百姓共墓所地一纏ニ有之分、其外皮多非人屋鋪之類、惣而見捨地之分ハ、野帳之末へ外書ニ可記置事、

さて検地条目制定にあたって、(イ) 田畑位付けを五段階にすること、(ロ) 検地竿を6尺5寸とすること、(ハ) 百姓家屋一軒につき2畝歩まで年貢免除とすること、というのち水戸藩天保検地の特徴点とされているところは、検地条目が制定公布された天保10年4月29日に決っていたことではなく、それよりのち、実際の検地実施までの期間に、段々と追加制定されたものであるが、その理由は、これら

が最も現実の利害にかかわることであるので、色々な利害が錯綜して容易に結論が得られなかったからだと考えられる。

藩主斉昭は検地実施にあたって、寛永検地同様6尺竿を使用することを考えていたようであるが、これについては検地強行派の藤田東湖も必ずしも全面的には賛成し難いと考えていたようであり、まして一揆がおこることを恐れて検地実施そのものに反対した農政のベテラン小宮山楓軒らは大反対であったことは明らかで、また実際に民政を担当している郡奉行たちは、農民の反発をおそれて6尺5寸竿使用を主張している。このときの郡奉行たちの主張は「6尺竿で検地をすれば、田毎に余歩を打ち出すことは目に見えており、必ずや民心は動揺するだろう。……6尺竿で検地をしても、実際に竿をいれる場合には、竿ののびちぢみがあって、倍以上ののびもあることもあるので、この場合竿を6尺5寸と決め、そのかわり繩のびなどないよう正確に打った方が結局得策である」というのであって、結局のところ6尺5寸竿を使用することに決ったわけである。また百姓居屋敷を2畝分年貢免除地にするということの決定にも、これに類することがあったと思われるが、その点は不明である。ともあれ、水戸藩の天保の検地施行には非常な細心の配慮がなされていることに注目する必要がある。

13) 「水戸藩史料」別記巻18「検田 上」

14) 「水戸藩史料」別記巻18「検田 上」に最初定められた検地条目がのせられている。最終的に整備され、実際の検地に使用されたと思われるものは茨城県小川町世楽「八文字家文書」中に「土地方御正ニ付、御条目并申合箇条増補」という表題でみえている。

4 字付帳の調製

検地竿の長さをどうするか、といったような重要な問題で、また未解決のことが若干あ

ったが、ともかく検地条目の一応の成立をみたので、藩は翌天保10年5月農政の直接の担当者である4人の郡奉行に命じて、自分管轄下の村をまわり、村の主だった者をまねいて、どのような理由で今度の検地を行なうのかということ懇切丁寧に説得させるとともに、検地施行のための元台帳となる字付帳あざつけちようの造りかた、検地施行の順序と組織および、検地施行の3過程である村下組、内調、繩打の具体的手続の説明をさせた。

この時のプランによると繩奉行2人、御郡手代2人、郷役人2人、繩取郷夫2人の計8人で構成される検地施行チームを1郡に4組ずつ、4郡で都合16組つくって、作業を担当させることになっていた（但しこれでは不十分なことが判ったので翌年に1郡6組、都合24組と改めた）。またこの説明のため呼び出される村の主だちとは、庄屋・組頭と小百姓の代表という意味で五人組の組頭1人ずつということであった。勿論庄屋・組頭といった場合の村役人としての組頭と、五人組の頭としての組頭とは、同じ組頭といっても別人であった。

なお、この時に示された字付帳のつくりかた、および検地施行過程としての村下組・内調・繩打のしかたは、つぎのとおりである。

字付帳のつくりかた

字付帳というのは、村々の田畑を一筆一筆ごとにその広さと等級とを記した土地台帳下書のようなもので、水戸藩天保検地の大もととなる台帳である。これを作成することは天保検地実施の第一歩であり、同時にまた実質的にはその大半をも完成したことにもなる基礎作業でもある。藩ではこの字付帳のつくりかたについてつぎのような指示をあたえている。まず全文をかかげるとつぎのようになり全部で20ヶ条になっている。

田島御正ニ付字附帳仕立振

- (1)一. 田畠位付之義ハ、都而先御検地帳を本ニいたし、位変化出来候分斗、左之心得を以位付いたし、一枚切字杭相立可申候、
- (2)一. 田畠共上中下之位ハ第一地味之厚薄、水旱之憂等ニより候事ニ候得共、人家最寄ハ諸事手廻リ宜候ニ付、先ッ者可為上之位候処、田方ハ用水専要之事ニ付、たとへ人家最寄ニ候共、用水不足之場ハ勘弁いたし、外田とても水不足ニ而、位低ク相成居候場茂、新郷等出来、又先年と違用水不足ニ相成候場茂可相之候、畠方之義も先年人家有之所も絶、又ハ新屋敷構出来候場茂可有之候、或者田畠共ニ先年ハ水付等之場も川除水除御普請いたし、出水之防等出来候類先御検地之位付と変化之場茂可有之候条、最寄老農之者一同得と内見いたし、変化いたし候分ハ位付替可申候、
- (3)一. 田畠共先反別ニ而書載、位付替候分ハ、先位片書ニいたし可書出、尤畠方之義ハ先反別難相分類ハ、当分之所ヲ以得と念入位付畝積りいたし可書載候、
- (4)一. 居屋敷之義者先、御検地之屋敷ニ而持来候分者勿論、其後新屋敷構候共、当今家作有之所を屋敷と定、先御検地之屋敷ニ候共、及潰ニ家作取払畝ニいたし置候類ハ、其最寄之畠方ニ順シ位付可致候、
但、宿並之義者家作取払候共、先年より屋敷ニ而持来リ候分ハ、只今迄之通りたるべく候、
- (5)一. 居屋敷之外ニ蔵物置等建置候地面ハ、居屋敷同前たるべく候、
- (6)一. 居屋敷付竹藪等仕立置候分も、一円屋敷之畝反ニ見込、藪之坪数内書ニいたし可指出候、追而見分之節、藪地之義ハ了簡有之事ニ候、尤居くね添たり共も、分附山ハ相除可申候、
但、宿並等も屋敷裏間揃候場ハ、藪之大小ニよらず、屋敷之裏間相定之義も可有之候、
- (7)一. 居くね添并場中ニ而、田畠之木障ニ相成候分附山ハ、為伐払、跡地畠ニ可相成地面ハ、畝積りいたし字附帳ニ書載置、開次第訴出改可申受候、
但、御立山之義も、同様木障ニ相成候分ハ、為伐払候条、是又可申出候、
- (8)一. 田畠共先反別耆枚之内、幾人ニも地分ニいたし致所持候分ハ、当時之地主切ニ幾枚ニも引分可仕出、又万字ニ引分之分ハ、たとへ同人持ニ候共、一枚切ニ可引分候、其外小筆之類、寄筆ニいたし所持いたし居候分ハ、寄筆之儘可仕出候、
- 9)一. 田を畠ニいたし、又畠を田ニいたし候類も、当分之所を以位付いたし可指出候、
但、耆枚之内何ヶ所ニも、元田畠残り有之分ハ、本畝ヲ用、田畠畝積リ内わけニいたし、可指出候、
- (10)一. 田畠共耆枚之内ニ荒間或ハ石河原砂置押堀等有之候へ共、本畝ヲ用、荒間石河原等之畝歩内書ニいたし可仕出候、又耆枚不残石河原等ニ相成、作リ目之間ニ有之分ハ、畝積りいたし可書載候、
但、荒間石河原等之分、高組ニいたし候訳ニハ無之、追而開ニ相成候節、混乱無之ため改置候迄之事ニ候、
- (11)一. 田畠共作目之間々ニ有之荒地ハ勿論、都而此先開ニ可相成と見込候荒地ハ、一枚切相改畝積りいたし、当分荒と記土地順ニ可書載候、
但、荒地之義ハ一円御引捨之事ニ候間、是以高組ニいたし候訳ニハ無之候、前頭同様可相心得候、
- (12)一. 田畠共境寄れ振れ有之場ハ、双方地主引添真直ニ境引可為致候、
- (13)一. 寺社御朱印除地之義も、都而土地順ニ書載可申候、
- (14)一. 郷土并百姓持分之内、謂有之貢納御免之田畠ハ、不残土地順ニ可書載候、

(15)一. 御殿地并 稗御蔵地御番所地等, 都而御用地之類も土地順=書載可申候,

(16)一. 田畠之字ハ, 先御檢地帳之字ヲ成丈ケ相用可申候, 尤字切之境紛敷無之様, 道境江川境ト敷, 踏切可申候,

(17)一. 田畠之通路不順=而, 新道新江等付替申度場ハ, 村中相談之上, 其筋へ杭打, 印を立置可申候,

(18)一. 字附帳之義ハ, 田畠屋敷共本郷各免, 新田新開其外見取場共=, 落地重筆無之様念入相改一帳=組込, 土地順=延紙横折, 片表八行ツ、認, 地主之名ハ以後通り名=相成候条, 其心得=而 名を定認可申候,

但, 新開荒地開発之分共, 一筆切何年開と可書記, 見取場之内=ハ, 不定地も有之事= 候間, 其分ハ其意味可書記候,

(19)一. 村役人江 加り, 田畠位付等為致候老農之義者, 小前之ものへ相掛為相撰, 名前人数可申出候,

但, 人数之義ハ村之大小= より為撰可申候,

右之心得を以, 字附帳念入取調, 来ル十一月中迄=延引なく可指出事,

(20)一. 下組に取懸り候村役人并 老農歩行夫等賄代之儀ハ御救を以御改被遊候儀= 候間, 朝夕ハ自分賄にて罷出, 昼食代之義ハ一人饌四拾文宛之割にて村指銭に為致候事,

但, 老農之儀ハ勤日数を以致勘弁足役指引可申事,

まず第1条で, 今度の檢地は今までの実情を無視して, 全く独自に檢地をするのではなく, 寛永の檢地を本にするものであり, したがって寛永檢地によって丈量位付けされたまま, 今日まで条件に変化がないものはそのままにし, それと変化があるものだけを今回問題にするのだという, 天保檢地の基本方針を

示している。

第2条では, では寛永檢地と今日の実情に差異があるかないかを決めるのには, どのようなことに注意をすればよいか, という点についてのべており, 田畑ともに上中下の位付けは第一に地味が肥えているかどうかおよび水掛りが良いかどうかという点に第一に注意すべきだが, 農民の人家から遠いか近いかということも大きな条件で, 近いところは当然位を上げるべきだが, 人家については寛永檢地以降かなりの変化があるので, その点はよくよく注意すべきだとしている。しかしいづら人家に近い田畑が有利だといっても, 水不足ではその利点が相殺されるのでその点は考慮すべきであり, また川除普請を行なった結果条件がかわっているところもあるので, その点も注意すべきだなど, ことこまかい注意をあたえている。

第3条では田畑を帳にどのように記帳するかについて指示しているが, まず田畑ともに寛永檢地の反別にもとづいて書載せ, 今度の調査で位付けのかわったものについては, 寛永檢地での位付けを肩書にかきのせておくようにとしている。

第4条は居屋敷についての規定で, 寛永檢地以来の屋敷地はもちろんそのまま屋敷地とするが, そうでない土地でも現在家作の建てられている土地は全部屋敷地とする。但し寛永檢地で屋敷地となっているところでも, 今は家を取払って畑にしているところは, その周辺の畑地の等級に準じて位付けをする。

第5条, 居屋敷でなくても蔵や物置を建てる地面は屋敷地として取扱う。

第6条・第7条では居屋敷づきの百姓林の処置についての規定。

第8条, 寛永檢地で一筆に扱っている田畑で, 今では幾人かが分筆している田畑は, 今の状況にもとづいて帳をつくること。また逆に寄筆している分についても同様。

第9条, 田が畠に, 畠が田にと地目変換の

あるものも現状にもとづいて処理をする。

第10条、田畠ともに一筆のうちに石河原砂置などがある場合は、本来の広さをまず記載し、そのうち石河原砂置になった分を内書する。

第12条、田畠の境界に寄れ振れがあるときは、双方の地主に立合せて境界線を真直に引きなおすこと。

第13・第14・第15条。また寺社朱印地、郷士および百姓持地のうち免租地、御殿地および稗蔵地など御用地についての規定。

第16条、田畠の字は寛永の検地帳に用いている字をできるだけ用いるように。なお字の区画が明確になるよう道境とか川境といった境界をできるだけつけるように。

第17条、田畠への通路が不順でこの機会に新道や新江をつけたいというところがあれば、村中が相談のうえ、その筋に杭をうち印をつけておくように。

第18条では字付帳は落地・重地などがないよう入念に作成すべきことを命じ、とくにそこに記載される地主の名は以後ずっと「通り名」になるのだから、その点充分気をつけて誰の名にするか決めるように注意を促している。

第19条は老農に関する規定である。検地の施行に小前の中から老農を選出して、それを小前百姓の代表として検地に参加させようというのである。ここでは老農は小前の中から選出させるべきこと、また人数は村の大小によって変化のあることをのべている。

第20条では下組（水戸藩検地の第1段階の作業）にとりかかった村役人・老農および人夫などの賄代は朝夕は自前とし、昼食については1人につき鏝4拾文ずつの割合で村入用で支弁すべきことを指示している¹⁵⁾。

15) 「水戸藩史料」別記巻19「検田 下」

5 検地手順と検地方の設置

水戸藩天保検地は検地をうち出すまでの藩当局内部の体勢づくりも周到をきわめたものであったが、その後の施行手順もまた他に類例がないほど周到なものであった。検地の実施は(イ)村下組(ロ)内調(ハ)縄入、の3段階を経ておこなわれる。

字付帳が天保検地の基本台帳となること、およびその作成方法については先述のとおりであるが、この字付帳を老農を加えて村側でつくる作業を村下組といい、村下組によってできた字付帳の当否を、藩の縄奉行と懸り手代および郷役人などが関係村々に出かけて一つ一つ検討して修正すべきは修正する作業を内調という。字付帳は実際にはこのように村下組と内調を経てはじめてできあがるのだが、このできあがった字付帳にもとづいて、藩が任命した検地奉行以下の役人が正式に縄入して土地に関する公簿＝検地帳をつくる作業を縄入という。したがって実際には村下組・内調の2段階のところ検地の大もとの作業はほぼ終り、縄入は若干儀式的色彩をおびてくるわけである。

藩はこの3段階の作業内容について各々つぎのような指示をあたえている¹⁶⁾。

(イ) 村下組について

下組

- (1)一. 村々にて田畑並屋敷等、先御図帳に突合不申候ハ、畝積り等にて兎角廉々有形之儘を畝積りいたし、順能書記為指出申候様相違候筈、
- (2)一. 田畑上中下位付之儀、土地方変化有之分ハ、先御図帳之面に不拘、得と吟味之上、位付を改直し為書記候筈、
- (3)一. 土地之腴瘠ハ、其所に生長いたし候者に無之候てハ、相分り兼候事に有之、且又旧来之位を改、后来へ伝候事に候へ

ハ至て、大切成儀勿論之事に付、幾重にも衆議を尽候上にて、相定候儀当然之事に有之、就てハ荘屋組頭外に、一坪より老農之者一人位宛指加へ、篤と遂熟談、聊も不埒之改無之、正法に為取調候筈、

- (4)一. 老農を選候にハ、其所小前之者へ申聞、小前之方にて、誰を頼み指出候へハ、遺憾無之と申老人等を為選、指出候様申達候筈、
- (5)一. 下組之調振、ケ条書にて相達候而已にてハ、村々より調振心得違区々に出来申候儀も可有之候付、懸り郷役人前日村々へ立入、区々に不相成候様、指図いたし為取調候筈、
- (6)一. 字付帳指出候ハ、寄之面、先御檢地帳並其後改入帳等、寄集候面へ、上中下位付之段別大意引合、格別に相違之村方ハ、再調申付候筈、

(四) 内調について

内調

- (1)一. 村々にて下組出来、字付帳指出候ハ、繩奉行並懸り手代兩人、同郷役人兩人ノ村方へ罷越、第一村方にて取調指出候位付、当不当之所、篤と見分いたし、相当不致候と存候分ハ、一統遂判談、位付相直、其趣字付帳へ相記、順々に見分改可申筈、
- (2)一. 御繩打に御指出之組合ハ、矢張内調之節罷出候組合に候へハ、たとへ飛地論所川根往還添山之半腹、入谷津等に有之田畑之類、兎角次第有之地所等ハ、尚更念入改、木障引等繩可除場所何程と申儀も記置可申、左様之類ハ内調之節大抵に取極置候様可致候、内調疎漏に候へハ、御繩打之節に臨み行支出来甚隙取に相成候儀可有之に付、右之心得を内調いたし候筈、
- (3)一. 田畑共に上より中へ組入候ても、又

下より中へ組入候ても、可然ト相見候地ハ、位之移り替り候場所坏にハ極て有之事に付、左様之場所ハ大図を見積り、野帳へ印之字ヲ付置候様、是ハ御繩打畢候後、檢地方にて石盛を上下いたし候事も、無之候てハ不叶儀に付、其節のため旁右様調置候筈、

- (4)一. 内調出来候ハ、御郡奉行御勘定奉行、一同に其村々へ臨み、遂見分、位付等に躋落不致候廉有之候へハ、尚更得と相談之上改直し、其上にて御懸り、御年寄衆之御了簡相伺申候筈、
- (5)一. 位付之儀了簡相済候ハ、御繩打之人数、御指出に相成候筈、
- (6)一. 御懸り兩御年寄衆懸り役中、四郡村々へ臨時御廻りに相成候事も可有之筈、
- (7)一. 御繩打立に相成候迄ハ、大抵扱々之役所にて諸事取調いたし、御繩打終候後ハ、専檢地方にて取調候筈、
- (8)一. 寛永中御繩打之節ハ、御郡奉行御勘定奉行割物奉行等組合相勤候様に相見候処、御旧記等無之に付、如何様之振に組合相勤候哉、委細にハ分り不申候へ共、第一御高辻之増減いたし候儀、且数万之農民共悉盛衰に拘り候儀を可相勤候御用筋に有之候へハ、至る大切成儀に有之、一役所にて取懸り申候儀、甚不容易事に付、御勘定奉行中ハ同役同様諸事遂判談、土地方見分之節も、組合郷出いたし、一同に見分いたし候方、一体之居り合も^可宜有之と、右之振に伺出候事、

(五) 御繩打について

御繩打

- (1)一. 位付等同之面御判談御決に相成候へハ組合之人数一同罷出御条目之面屹と相守聊も無羸略万端正敷打立申候筈、
- (2)一. 野帳ハ位付持主之名土地之字名を兼て認置一筆打立相済候へハ縦横之間数右

野帳へ書入可申一村打畢候ハ、野帳を封候て繩奉行の印を居置に検地方へ相廻申候筈、

- (3)一、食事之儀ハ寛永中も自今せいしにいたし候様相見此度之儀ハ勿論薪之外ハ一切所相場を以買上内夫を召仕自分せいしにいたし可申一組丸に同宿に相成都テ打込に炊等為致可申就てハ郷出中一日玄米一升外塩味噌料として鏝百文宛被下に相成候間諸雑費之分ハ上下之無差別一体に割合指出可申右被下ハ繩取並召連候又者之分も同様之被下に相成候間都て一体之割合にて可然と右之振に指出候筈、

但、一統内調之節より本文之通报可申候割合左之通

1日分

- (4)一、玄米一升 此代鏝百六文
但金十両に糸三十六俵直積鏝一貫六百七十二文相場

- (5)一、鏝百文 塩味噌料
ノ鏝二百六文

右何も土地方御正御金口より御渡に相成候事

- (6)一、郷役人之儀ハ大山守横目荘屋等之内才氣有之村々にて取用宜人物相選勤中御扶持方二人分被下置苗字帯刀御免被仰付何分助を付召仕候筈、

- (7)一、郷役人右御用にて御城下へ上下いたし候入用等村々よりは取候様にハ不相成併困窮之郷役人唯二人御扶持方のみにてハ入用迄指出候儀も指支可申に付是ハ暮に至り旨儀により被下金有之筈、

- (8)一、繩取之郷夫ハ諸郡之内にて身体気力壯健令三十歳前後之もの相選一日銀一匁位宛之割被下置召仕候筈、

- (9)一、村々にて下組之節より荘屋組頭共相集候儀數十度之儀に可有之依る諸雑費等何分相懸り不申手段等篤く申合候様尤昼食代御定之通四十文宛ハ村指せんへ懸ケ割取候様尚又老農之儀も昼食代四十文宛

ハ同様割取候様且老農之儀ハ小前之者総名代に指出候事に候間勤中ハ村内定役等相除き候様相達候筈、

- (10)一、繩御打に付村方下組より打上迄之入用ハ莫大之儀在之凶荒以来村々甚相衰候儀に御座候へハ可相成ハ村方傷に不相成程被下に仕度と廉々取調申候処御指出之御役々に御役料並加扶持菜代等其外一件に付総御入用辻大図積り立候処何れ金九千両余之御入費に相見如何にも大金之御懸り在之候間御時節柄格別差略之取調に有之候事、

- (11)一、御取行方之儀ハ中山備前守殿へも為御達に相成候へハ委細之儀ハ会沢清衛門方より備前守殿家老へ懸合万端清衛門扱下通り之取扱に致候筈、

- (12)一、御正之儀ハ中山殿領知村々へ申渡候節領知郡奉行出座之儀ハ我等同間にて外元締上座郡奉行下座懸り手代ハ村役人等繰出指図いたし候迄にて出席不為致候筈申合候事、

- (13)一、中山殿領知村々土地方御用に付時々廻村並村役人百姓等無断呼出候間兼る村々へ相達置候様右家老中に松岡組より懸合置候筈之事、

以上によって検地の手順およびその概要は一通り整ったわけであるが、いざ具体的に実施に移ると実際にはまだ色々とこまかい問題がおこってきて、その都度相談解決をしなければならぬことが予想されたので、そのような問題を処理する役所として検地方を設けることとした。検地方の構成および役割についての規定はつぎのごとくである。

御検地方

- (1)一、御郡奉行御勘定奉行並四郡御郡方勤等此役所にて出席いたし候支配手代之儀ハ御郡方御勝手方より追々指出候筈、
- (2)一、懸り両御年寄衆折々御出席に可相成

候、

- (3)一. 懸り調役中時々罷出対談有之候筈、
- (4)一. 繩奉行並四郡懸り之者共此役所へ寄合広く対談に相成候儀有之候筈、
- (5)一. 四郡一統へ関係いたし候事柄等此役所之対談にて取極に相成候筈、
- (6)一. 村々石盛並御取付之上下等此役所之対談も有之候筈畝歩書加へ石盛寄立御懸り衆へ入御覽に申候筈、

これで判るように御検地方というのは、検地の担当役所で、そこへは御郡方と御勝手方より手代を出向させて人員構成をし、検地掛りの御年寄衆・御調役衆も時々ここにやってきて仕事の指図や相談をし、繩奉行および4郡の検地掛りの者もここにきて寄合をもち相談事をする。また4郡全体にかかることは、必ずこの役所で相談のうえ決定するとともに、村々の石盛の決定などもここで相談し、関連帳簿などもここに整えておく定になっている。

16) 「水戸藩史料」別記巻19「検田 下」

6 検地の実施——村下組——

以上のようにして一通り検地施行の準備が終ったので、あとはいよいよ検地の実施である。まず郡奉行所の動きをみると、同所では管下の村々を数組に分け、その組の掛り官を定めた。たとえば最も検地施行に熱心であった郡宰吉成信貞の松岡郡では、郡内村々のうち、植農、小鶴、長岡、前田、小吹、平須、大戸、下野、萱場、鯉淵、河和田、見川、見和、赤塚、中丸、堀、開江、全隈、谷津、三ヶ野、木葉下、大橋、下古内、安渡、磯野、上入野、増井、勝見沢、下青山、上青山、下小坂、上小坂、上古内、小勝、塩子の35ヶ村を1組とし、6月5日(天保10年)川又次郎衛門、江幡八郎衛門の2人を担当掛りとし

て、この2人と打合せをし、その指示をうけながら字付帳の作成にとりかかるよう命じている¹⁷⁾。

そして同6月7日には検地作業の関連事項として、各村々から

- (1)一. 沓ヶ年自他村人足役
- (2)一. 田島沓反歩ニ付助入用高
- (3)一. 海川魚馬場取上高
- (4)一. 駄ちん場沓ヶ年ニ付取上高大図
- (5)一. 炭薪并紙煙草茶楮等都而其所産物取上高大図
- (6)一. 往還人足役并助組村方其訳
但他所諸人足役之廉は内訳ニ而宜敷候、
- (7)一. 草苜場有無
- (8)一. 常水場干損場水損場之訳
- (9)一. 入津場并河岸場着舟他より入金高大図

の9項目についての調査書上げを当月の晦日までに作成提出するように命じており、さらに同月20日には植農より塩子までの前記35ヶ村にたいし、渡部喜左衛門、西野者次郎の2人を検田下調掛として追加任命した旨を申し達している。

水戸藩検地の一つの目立つ特徴は、検地に対する農民の不安に最大限の配慮をしたことであるが、その一つが検地施行にあたって農民の中から老農を選出させて、検地に参加させたことと、また一般の検地の例のように、いきなり田畑に繩打ちをすることを止め、その前に村下組と内調という2段階を用意したことである。

老農というのは、村のなかから小前たちがこの人に出てもらえば信頼して任せておけるという人を、自分たちで選出して、検地の全過程に立会って小前の代理をしてもらうので

ある。

いま石川村（511石余）の場合をみると、村内に上組・下組・江東・谷津台・柏淵・下旗・小中根・千束の八つの小名があるが、そのなかから上組一治介、下組一仁平、江東一忠衛門、下旗一伊平次、小中根一利左衛門というように5名の老農がえらび出されている。農家のある小名からは必ず1名の老農を出すよう配慮しているのかどうかは、老農を出していない谷津台、柏淵、千束の三つの小名が住居を持たない耕地小名であったかどうか判らないので断言は出来ぬが、しかし農老の選出が、立地条件の異なる小名に配分されるよう留意されていることは明白のことである。

つぎに老農がどんな階層から選出されているかを調べてみよう。同じく石川村の天保14年「石川村指銭帳」から天保14年段階の一般村民の所持石高分布表および、老農の所持石高を示す表をつくると第2表のようになる。この表には村政の首脳部である庄屋の東兵衛、組頭の彦左衛門・助衛門・平八郎および五人頭の六衛門・孫衛門・長衛門・平衛門・茂平の9名は入っていない。また老農の選出段階とこの史料との間には若干の差があるので老農5名のうち1名だけは史料のうえで追跡で

第2表

石 高	人 員	老 農
1石以下	1人	
1石～		
2石～	10人	
3石～	7人	
4石～	7人	
5石～	18人	
6石～	13人	2人
7石～	4人	
8石～	4人	1人
9石～	3人	
10石～		
11石～	2人	
12石～	1人	1人

きないものがある¹⁸⁾。

さてこれで見ると、このとき選出された老農というのは、石高所持の面からいえば中の上位ということになり、小前百姓のなかの有力者であったということになる。

なお惣百姓は自分たちが選出した老農にたいし、その行為にたいして一切異議を申し立てない旨の誓旨を村毎に入れている。いま石川村のものをかかげるとつぎのようである。

相渡申一札之事

此度土地方御正ニ付、百姓為惣代老農之者相立候様御達有之候ニ付、貴殿老農ニ相頼申候、依而ハ田畑位等不相分ヶ所者各方了簡之趣、村役人衆へ熟談被致、御取調相成候様、頼入申候、右ニ付此上貴殿対異儀申間敷候、依而村中連印一札如件

天保十年

亥ノ六月

石川村

新右衛門殿

惣百姓

仁兵衛殿

(名前略)

伊平次殿

忠右衛門殿

利左衛門殿

以上のようにして老農を選出するとともに、同村では検地の第1段階の作業として田畠の字の取調べと、その帳付けの作業にとりかかっている。それによると畠は

下組

寺下・東ノ妻・長久保・坂口・柏淵

上組

北堂ノ上・堂の上・東堂ノ上・寺後

下畠

山王下・下畠・堂子塚・堀ノ内・竹ノ内

おはた・山王脇・寺向・原坪・宮前

小中根

あら屋・小中根・あつまや・東中根
江東
江東下・江東・観音・まい屋・小久保
あらや・大久保・谷ッ大・笠村

の五つの小名と三拾弍の字に、また田の方は

壹番帳
塩田・南谷ッ・山中・立出シ・柏淵
石田・兎やつ・江東下
弍番帳
田毎・下島下・やばっこ
三番帳
川中子・豆穴・柔木・さいむた・谷ッ前
境田
四番帳
大六天・道やつ・橋本・あつまや・六双

となっており、この方は小名ではなく字付帳の冊番号で分け、各々それに含まれる字名を記し、畠の場合も同様だが、各々の字名の下に「何処より何処まで」といったようにその区画を明示している¹⁹⁾。このときの作業の主要な目的は村内の字の点検とその区画の決定にあったのであろう。

このように検地の作業は急速にすすみはじめるが同年（天保10）7月5日には、今年検地の年で字付帳の作成に全力を注ぐべきだからという理由で、例年実施していた小割付指銭の改めなど、村々に対する改めは人別改めのほかは今年は一切取り止めることを達している。人別改めは幕府の命令で行なう天下一統の改めであるので、これは止めるわけにゆかなかったのであろう。

ついで同月22日に他領と境を接している村村にたいし、つぎのような案文を示して、予め水戸藩領では検地を施行するので、その旨を承知しておいてほしいとの了解工作をおくよう関係名主に命じている。その案文をかかげると次のようである。

以書付致啓達候、残暑之節彌御堅固ニ可被成、御勤行珍重之御事ニ御座候、然ハ村内田畠反別改之儀、支配所より達ニ相成、追々取調方懸り候へ共、地面相接居候儀ニ付、改之節ハ御左右候儀ニ候へ共、兼而御承知置候様ニいたし度、此段得御意候、以上

月 日	何村庄屋
	誰
何村庄屋	
誰様	

このようにして検地の第1段階である村下組の中心的作業である字付帳の作成は着々と進行してゆくのであるが、その過程で田畠についている道幅をどのように見積るかで、地域によって、また村によって甲乙があったのでは不公平であるので、それを統一する方法を講じなくては、という話が強まってきた。田畠をとわず、それに通ずる農道がなければ田畠としての用をなさぬので、農道はいわば田畠の欠くことのできぬ附随物ということになる。その農道をどれだけ分認めるかということは、課税地としての農地の広さの見積りにも影響をおよぼし、ひいては農民負担の公・不公平にもかかわる問題である。したがってこのような意見が出るのは当然であるが、まだこの段階では道代をどれだけ認めるか、またそれを測る繩（竿）を一問いくらとするかという重大な問題がまだ決っておらないので、同年（天保10年）8月26日に、さしあたり公平を期するため村下組での田畠丈量はそれまで用いていた公式帳簿の記載数値により、万々一新たに丈量をしなければ数値がでないという場合は、さしあたり一間を正6尺歩として組入れをしておくことに決定した。

このようにして検地の第1段階である村下組は順調に進行、同天保10年11月には領内村村から字付帳が提出された。

- 17) 「郡庁令達」
 18) 「元石川村文書」
 19) 元石川村「郡司家文書」

井出弥八郎 土井市郎衛門
 太田彦五郎 逸見義左衛門
 永田奥之衛門 市川竜介
 寛内匠

7 検地の実施

——内調と繩入——

以上のようにして若干の問題を残しながら、水戸藩検地の第1段階たる村下組の作業は順調にすすんでいった。つぎの仕事は村側で作成した字付帳を、今度はそれが妥当なものであるかどうかを藩側の役人が検査すること——水戸藩検地第2段階の内調——、および実際に繩入れをすること——水戸藩検地第3段階の繩入——、ということになり、作業は藩側のものに移るわけである。

これにそなえて天保10年9月21日、藩は検地局を設けて郡奉行、勘定奉行などをその構成委員とし、それに検地に関する一切のことを総務させることとした。

つづいて同月29日に32人の繩奉行を任命し、その氏名を発表した²⁰⁾。このとき繩奉行に任命された者の役職および氏名はつぎのとおりである。

- (1) 御書院番より任命された者
 吉村蔵吉 経島伊左衛門
 後藤安兵衛 津川伊平太
 乙部吉兵衛
- (2) 大御番より任命されたもの
 三村甚衛門 岡村太左衛門
 山内多仲 渡辺織部
 芳賀庄兵衛 西郷義衛門
 村田理介 桜井半三郎
- (3) 御進物番より任命されたもの
 国分五郎蔵 酒井源十郎
 田丸安之允
- (4) 新御番より任命されたもの
 中山兵次郎
- (5) 組付より任命されたもの
 佐々源三郎 横山縫殿蔵

- (6) 奥御番より任命されたもの
 城所政弥太 岡本平九郎
 小野瀬鴻太郎 谷田部雲八
- (7) 小十人より任命されたもの
 床井彦太夫 高久源吾

以上32名である。なお彼等全員に支度金3両ずつと、出役中の役料として銀7枚が支給されることになった。

天保10年11月藩内村々は村下組の作業を終え字付帳を提出したので、つづいて内調の仕事にとりかかった。この内調は今度の検地では予め石高に相当の減少があることが予想されていたので、そのような状況がはっきりと出てくる極貧の村から着手した方が良いという意見もあってたとえば南組の場合は上下小坂村・笠原新田・幡谷村といった組内でも最極貧といわれている村から内調にとりかかり翌11年3月の下旬には藩内全部の作業を終っている。他の組の場合もほぼ事情は同様であったろう。

4・5・6月は農繁期であるので検地の作業は一時中断、7月からいよいよ最後の繩入れにとりかかることになった。藩がそのための繩奉行を任命したことは先述のところだが、7月（天保11年）17日に検地繩入れのための町場割を発表した。町場割とは検地繩入れのための村々と担当役人の組分けのようなものである。この町場割は状況によって若干の差異があるが、石高にして総計約1万石、村数は約10～20ヶ村を一つのめどとして1組とし、それに御繩奉行1～2人、御郡方2～3人、郷役人2～3人、御竿取2～3人を配するわけである。いまその一部をあげてみると

天下野組 稲木村以下10ヶ村
 石高 9211石余
 御繩奉行 遠山忠三郎他1名

- 御郡方 2名
郷役人 3名
御竿取 3名
- 太田組 藤田村以下14ヶ村
石高 10535石余
御繩奉行 後藤安兵衛
- 御郡方 2名
郷役人 3名
御竿取 3名
- 利員組 大里村以下10ヶ村
石高 6818石余
御繩奉行 柳瀬半七郎他1名
- 御郡方 2名
郷役人 2名
御竿取 3名
- 山方組 中岡村以下15ヶ村
石高 8704石余
御繩奉行 津川伊平太
- 御郡方 2名
郷役人 3名
御竿取 3名
- 保内組 門部村他15ヶ村
石高 10160石
御繩奉行 山内多仲
- 御郡方 2名
郷役人 2名
御竿取 2名
- 爪連村組 爪連村外20ヶ村
石高 9867石余
御繩奉行 城所政弥太
- 御郡方 2名
郷役人 3名

御竿取 2名

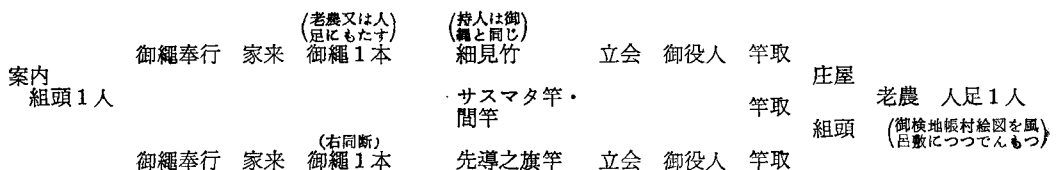
というようになる²¹⁾。これで繩入れの準備は完了したので、その7日後の天保11年7月24日に、水戸西郊にある成沢村に検地関係者一同が勢ぞろいをしていよいよ検地の最終段階である繩入れに着手した。同年正月以来水戸に来て検地の進行を指導督励していた藩主斉昭は、秋雨が降り続いてぬかるみになっている7里の道を出先の野口村からかけつけて、100人余の検地関係者をばげましている。このことに感激した成沢村民はのち斉昭が繩入れを実見した田の字名を公田^{きみた}と改名、また牀机をすえたところに松を植え、それまでは西坂と呼んでいたその地名を千歳坂とあらためて記念とした。

なおこのときの検地施行チームの行軍編成を図示すると第1図のようになっている。先頭に道案内の組頭が1人、そのあとに御繩奉行、その家来・検地繩（老農又は人足がこれを持つ）・検地用具（細見竹・サスマタ竿・間竿など、持人は御繩と同じ）・立合・郷役人・竿取・庄屋組頭ら村役人・老農（検地帳と村絵図を風呂敷に包んでもつ）の順で列をつくってしたが、最後尾に人足が1人つくという編成になっている。

このようにして一度検地繩入れをはじめると、それまでの周到きわまりない準備が効を奏して、事は万事順調にすすみ、途中何の大きな問題もなく天保13年11月23日に作業は全部終了し、翌24日に郡奉行よりその旨が藩庁に報告されている²²⁾。

水戸藩の天保の検地は、このように村下

第 1 図



『青社史料』食貨篇より作成

水戸藩天保の検地とその意義（大石）

第3表 潮来領村高年次変化表

村名	年次	寛永18	元禄15	天保10	天保13年			内調所見
					村下組	内調	纏入	
牛堀	石	236	236	230	251	249	256	民力盛、打出可
永山	石	610	632	711	682	686	634	村勢中以上
茂木	石	196	197	213	163	172	196	先高習合程度
堀之内	石	640	693	726	642	642	596	同上
富田	石	648	741	620	565	593	688	村勢盛、打出可
清水	石	292	304	310	287	298	332	村勢中以上
矢幡	石	834	830	828	768	773	841	村勢相応
築地	石	628	615	616	552	598	551	打込か
上戸	石	1203	1096	1055	1051	1051	932	込打の見込
潮来	石	933	923	1181	1200	1230	1240	村勢盛
辻	石	732	714	766	790	790	785	民力盛
島崎	石	1057	1061	1037	1027	1017	1024	村立相応
総計		8009	8047	8293	7978	8098	8075	
同上指数 (天保10を100とする)		96	97	100	94	98	97	

「新御検地御用留」(須田家文書) および中山信名「新編常陸国誌」による。乾宏巳「水戸藩競争の一考察」『歴史学研究』232号より。

組・内調・纏入と入念をきわめた手順ではこばれたのであるが、では実際問題として耕地の打出しには、このような入念さがどのように作用しているのであろうか。水戸藩領全体についてはこれを知る史料を得ていないが、県南潮来領村々についてみると第3表のようになっている。村によって差異があるが平均すると村下組で94、それが内調で98と増加し、最終過程の纏入で97となっている。村下組は村側でつくるのであるから三つのうちで1番低い数値がでるのは当然のことであろう。村下組が村側の自己査定であるとすれば内調は藩側の予備査定である。ここでは「民力盛」とか「打出可」とかいった所見にもとづいて修正石高が出されており、村下組より4高い98という数字が出ている。纏入は公式最終査定で若干儀式的要素さえもっているが、村下組より3高く、内調より1低い97という数値が出ている。村側では内調によって村下組より4も引上げられたのだから、多分に藩に対し

て身がまえる心境になっていたろうから、この内調より1低い97という数値を纏入で出したということは、村民のこのような気持をやらせて纏入の結果を村側にスムーズに納得させず役割を果たさう。こう考えてくると検地でいきなり藩側が竿入れをするという通常の方法をとらなくて、村下組・内調・纏入という三段階の手続をふんだことは、一見農民の立場を充分尊重し、また検地という大事を慎重に慎重をかさねて実行したという感をあたえるが、後述するように藩内には荒廃地が多く、それを切っておとさざるを得ないことが予想されていたので、まず村側に村下組とって自己査定をさせたことは、逆におこり得る石高減少を最低限にいくとめる作用をしており、この三段階の手続も、農民に対する藩側の巧妙をきわめたかけひきという側面があったことが判明してくるのである。

村下組・内調および纏入を経て作成された検地野帳は藩側で整理ののち翌春から村側に見せて誤りがあるかないかを見せ、検地帳の

しあげの作業にとりかかった。このとき同時にその実情を絵図にも書いておこうというので、2月(天保14年)20日に郷役人を呼び出して田畑絵図の作成を命ずるとともに、絵図の仕立方をつぎのように指示した。

(イ) 田畑絵図は縦帳に仕立て、最初に字の目録をつくり、つぎに字毎の絵図をのせ、最後に1村の全図をのせる。そのとき田畑の絵図は長い田畑は長く、四角のものは四角に書き、それに検地帳の記載にもとづいて位畝段間数入歩名前番付を記入する。

(ロ) 字毎の絵図はなるたけ2枚の紙の片面に見開きになって見やすいように書き、大字の分でそれで収まらぬものは其二、其三というように順々に書きついでゆく、小字の分はできるだけ紙の片面に収まるように扱うなど、すべて見やすいように工夫をして書く。

(ハ) 地目によって色分けをする。その色は田は黄色。畠は白色。水(川江溝沼溜池など)は藍色、道は朱色。山野は青色(但し雌黄に藍を交えた色)このとき竹藪はそれに竹藪と書き、立木や松並木があるときはその様子を素描する。荒地のなかで開発できそうなところは薄墨色、そうでないところは山野と同色にする。

(ニ) 神社仏閣はその形を書きそれに鎮守何明神などとその名前を書く。人家は人家の形を書き付ける。稗蔵、穀留番所、川番所、牢屋敷、郷蔵などは記載する。古城、古館、古塚、池沼および名のある大木や大石などは書きのせてそれに各々の名を記しておくこと。

以上である。このようにして調製された検地帳と田畑絵図は各々2冊ずつ正本がつくられ、1冊は藩庁に、1冊は関係村々に渡されて保存される手筈であったが、その作業にも結構日時がかかったらしく藩側から「来る九日の五ッ時から検地帳を渡すから各村庄屋と

組頭1人が印形を持って出頭するように」という廻状を受取ったのは上国井村の場合で同年9月6日であった²³⁾。

さてこのように手続・作業が一切終って藩が検地の終了したことを幕府に報告したのは天保14年12月27日であった。これは幕府から検地の許可を得てから4年8ヶ月の後であった。

そのとき藩執政興津能登守の名で藩から幕府に提出した検地の結果は、

覚

高貳拾九万九千六百八石四斗八升二合

内壹万五百七拾石四斗貳升壹合

寺社寄附地謂有之免除_#用地等之類
引分

錢高貳拾八万九千三拾八石六升壹合

田拾五万七千九拾貳石三斗四升九合

畑拾三万八千八百四拾五石七斗壹升貳合

田畠取箇平均貳ツ六分五厘三毛九絲

天保五年領知高書出之面_ニ 指引

高拾壹万八千七百八拾五石九斗七升三合減

となっている²⁴⁾。但しこのときの検地結果は「金庫米廩²⁵⁾」によると31万7086石で天保5年よりの減高は10万1307石と数字のうえに若干差異がある。検地の結果生じた減少高は正式報告では11万8755石余(28.390%)であり、「金庫米廩」では10万1307石余(24.213%)となる。ともあれ全体の4分の1ほどの石高が減少したわけである。

しかしこの減少は全村一率になったのではなく大小の差異があり、もちろん状況によっては減少ではなくて石高が増加した村もある。いま現水戸市域村々全村の元禄15年(1702)・天保5年(1834)および天保検地の結果である天保13年の村々石高およびその変化を示す数値を表示すると第4表のようになる。天保13年(天保検地の結果)の数値を基準(分母)にして、それにたいして天保5年および元禄

水戸藩天保の検地とその意義 (大石)

第4表

旧村名	現在町名	戸数 (文化4年)	石高 元禄15年(C)	石高 天保5年(B)	石高 天保13年(A)	$\frac{B}{A} \times 100$	$\frac{C}{A} \times 100$	
常葉	旧松本・袴塚・ 西原・東原町	423	2254,054	3071,453	2355,884	146.3	109.6	
袴塚	袴塚町	82	328,034	375,225	(常葉村となる)			
坏台	渡里町	76	981,438	1047,597	920,754	205.95	197.06	
飯富		52	833,081	848,771				(渡里村となる)
見赤	飯富々	160	1655,347	1802,161	1572,295	114.61	105.28	
堀	見和々	82	566,839	741,265	230,764	321.22	245.63	
田野	赤塚々	47	243,115	368,113	210,003	175.28	115.76	
開江	堀々	76	678,747	793,583	744,973	106.52	91.11	
中丸	田野々	84	838,669	1056,670	491,477	214.99	170.64	
成沢	開江々	87	497,614	635,636	567,017	112.1	87.75	
高根	中丸々	96	57,476	122,365	106,523	114.87	53.95	
又谷	成沢々	76	656,425	843,283	576,116	146.37	113.93	
三木	根	—	49,507	(成沢村へ合併)				
岩藤	熊限々	30	659,404	757,441	460,318	164.54	143.24	
河萱	谷津々	36	265,125	359,821	219,071	164.24	121.02	
見川	野下々	8	93,058	116,618	257,696	179.53	150.33	
千波	木葉下々	23	294,345	346,031				
富沢	岩根々	92	876,201	1056,993	551,669	191.59	158.82	
福野	藤井々	103	971,418	1083,810	793,943	136.5	122.35	
吉田	河和田々	137	1186,855	1556,376	1273,324	122.22	93.2	
古宿	萱場々	31	158,681	276,278	234,166	117.98	67.76	
木沢	見川々	98	826,533	1068,606	737,415	144.91	112.08	
茂沢	千波々	62	新田 275,681 384,915	721,305				
米沢	千波々	26	97,429	286,672	706,998	156.98	121.49	
笠原	々々	12	100,910	101,936				(千波村となる)
小吹	東野々	24	275,681	150,031	180,696	83.02	152.56	
平須	元吉田々	185	1490,151	1733,900	1605,805	127.65	111.16	
坂戸	々々	25	294,988	315,917				(吉田村となる)
浜田	吉沢々	24	67,291	129,036	258,855	83.75	42.55	
谷田		22	42,871	87,779				(吉沢村となる)
波井	米沢々	31	203,839	221,069	234,633	94.21	86.87	
細谷	笠原々	40	210,524	210,524	136,900	153.77	153.77	
吉沼	小吹々	48	238,899	344,455	372,547	92.45	64.12	
上大野	平須々	46	371,947	463,602	304,073	152.46	122.32	
東大野	酒門々	48	1348,049	(酒門村となる) 1612,263		840,671	191.78	160.35
	浜田々	29	528,055	544,997	487,624	111.76	108.29	
	谷田々	36	534,750	563,472	377,130	149.41	141.79	
	波井々	31	468,601	476,963	433,815	109.94	108.01	
	細谷々	128	541,570	627,928	531,358	118.17	101.92	
	吉沼々	97	933,329	987,315	746,078	132.33	125.09	
	東大野々	42	542,127	550,080	491,198	111.98	110.36	

旧村名	現在町名	戸数 (文化4年)	石高 元禄15年(C)	石高 天保5年(B)	石高 天保13年(A)	$\frac{B}{A} \times 100$	$\frac{C}{A} \times 100$
上大野村西	西大野町	戸 30	石 456,066	石 450,650	石 404,217	111.48	112.82
环大野	环大野々	32	464,696	468,255	381,534	122.72	121.79
中大野	中大野々	43	537,366	543,462	495,616	109.65	108.42
原石川	元石川々	80	511,858		575,626		
青柳	青柳々	137	1894,691	1993,000	1401,686	142.18	135.17

15年の数値と比較したので、100.0より上の数値の村はその数値の比率だけ天保検地の結果石高が減少したことになり、逆に100.0より下の数値の村はその逆で、それだけ石高が増加したことになる。それによると検地前とくらべて東野新田・木沢新田・茂沢新田・米沢・小吹・中河内・上河内の各村が石高が増加したのみで、あとはみな程度の差はあれ減少している。

増加した村を増加量が多い村からあげると、①東野新田、②木沢新田・茂沢新田、③上河内、④小吹、⑤米沢という順になり、減少した村々を減少量の多い村からあげると、①見和、②田野、③环渡・台渡、④坂戸、⑤岩根、⑥三ヶ野・木葉下、⑦赤塚、⑧又熊、⑨谷津、⑩富沢・福沢という順になっている。増加した村をみると成長過程にある新田村か、またはそれに準ずる村で、古村はみな一様に減少しているといえる。

いまこれを

- (イ) 95以下 (村高が増加している村)
- (ロ) 95~105 (大きな増減のない村)
- (ハ) 105~135 (減少している村)
- (ニ) 136以上 (大幅に減少している村)

の四つにわけて地図をつくってみると第5表のようになっている。

以上のように多年にわたって心労を重ねた検地も一応無事完成したので、藩は翌弘化元年(1844)正月、検地関係の功労者を広く償ってその労をねぎらっている。

- 20) 「水戸藩史料」別記巻19「検田 下」

- 21) 「菊地家文書」天保11年「御検地村々御町場割帳」

- 22) 「水戸藩史料」別記巻19「検田 下」

- 23) 天保14年「上国井村御配符留帳」

- 24) 「水戸藩史料」別記巻19「検田 下」

- 25) 「長久保叢書」所収

8 天保検地の特徴と意義

水戸藩の天保検地は先に実施した寛永検地に比べると多くの相違点をもっている。その主なものを列挙するとつぎのようになる。

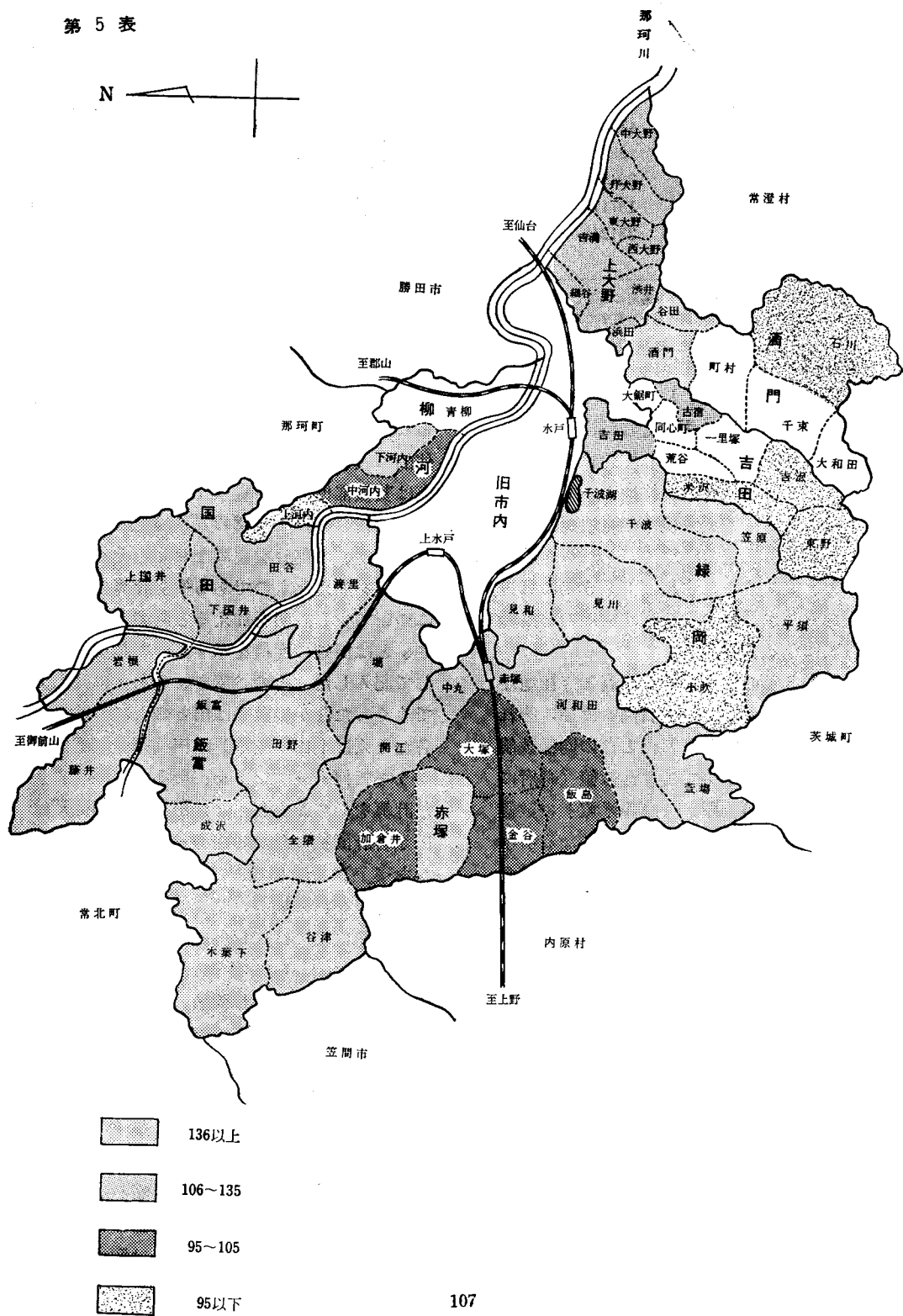
- 1 検地尺の変更
- 2 田畑位付けの変更
- 3 屋敷地の免租
- 4 四壁引・農道のとりかたの統一
- 5 年貢徴収法の変更
- 6 合村分村等の実施

等々である。つぎにその細部についてみよう。

1 検地尺の変更

水戸藩は天保検地実施の拠拠としての検地条目を天保10年4月29日に制定発布するが、この検地条目のなかには検地尺をどうするかは記されていない。検地実施にあたって農民側との間にもっとも利害が尖鋭にあらわれるのが、この検地尺の問題であるので、ただでさえ農民一揆をおそれて反対論が多かった天保検地については検地尺の決定は容易でなく、この天保10年4月29日段階ではまだ決定にいたっていなかったからである。藩主斉昭は寛永検地同様6尺竿を使用することを考えていたといわれるが、結局農民一揆をおそれる郡宰たちの意見を容れて

第 5 表



第 6 表

	天 保 5 年	6 尺竿を 6 尺 5 寸にした場合	天 保 検 地 甲	天 保 検 地 乙
総 石 高	418394, —	356471, 688	299608, 482	317086, —
免 除 地 引 高	83804, —	71401, 008	10570, 421	?
引 分 残 高	334590, —	285070, 680	289038, 061	
田	187176, —	159473, 952	157192, 349	165114, —
畑	231218, —	196997, 736	131845, 712	151972, —
天保5年より減高		61922, 312	118785, 973	101307, —

(註) 天保検地甲の数字は水戸藩より幕府に報告した数字。天保検地乙は「金庫米廩」(長久保叢書)にある数字。又天保5と天保検地乙とにある田畑の石高は総石高に見合う数字で天保検地甲の場合引分残高に見合う数字。

検地実施直前に 6 尺 5 寸竿というところにおちついたわけである。したがって寛永検地では 36 平方尺が 1 坪であったのが、天保検地では 42.25 平方尺が 1 坪として計算されることになる。したがって同一耕地面積でも竿をかえたことによって天保検地の耕地面積は寛永検地の 85.2% になる計算で、それが石高にもそのまま反映するとすれば天保 5 年に 41 万 8394 石あった水戸藩の総石高は検地の結果 35 万 6471 石になる筈である。

さて天保 5 年の水戸藩領総石高と寺社地など免除地引高および田畑別石高および、それを 6 尺 5 寸竿で丈量し直したときの同様数値および天保検地の結果でてきた数値(幕府に正式報告した数値=甲, 「金庫米廩」の数値=乙)を表示すると第 6 表のようになる。竿がかわったことによっておこる竿の石高の減少は 6 万 1922 石余 (14.799%) であるが、検地の結果生じた実際の減少高は、甲で 11 万 8755 石余 (28.390%) であり、乙は 10 万 1307 石余 (24.213%) となっていて、それよりはるかに多い。したがってこの石高の減少は検地竿を長くした結果おこったことではなく、もう少し別の理由によっていることとなる。

2 田畑位付の変更 検地尺の変更とともに、田畑位付も天保の検地は寛永検地と異なっている。というのは寛永検地では上・中・下・下々の 4 段階の位付けであったが、天保検地では上と中との間に上下という新しい段

階を設けて 5 段階とした。いまこの 4 段階の位付けが 5 段階の位付けにどのように切替えられたかということを経世村に例をとって具体的に検討してみよう。ここにかかげた第 7 表は茨城郡世楽村の寛永 18 年 (1641) の検地帳と同村天保 13 年 (1842) の検地帳の末尾にある「寄」の部分を表になおし、それに若干の計算を加えたものである²⁶⁾。計算のしかたについて少し説明を加えると両者ともに「広さ」とは田畑の面積を示すもので畝を単位として記入した。その「広さ」のあとに () でくくったなかの数字は田と畑とに分け、各各たとえば上田(上畑)が田(畑)の総面積のうちで何パーセントを占めるかというような計算をしておいた。また田(畑)の面積は田畑合計面積のなかで何パーセントを占めるかを < > で示しておいた。

まず世楽村の場合、寛永検地より天保検地の方が総面積では約 14% ほど増加しているが、田は 109 反余から 96 反へと約 13% ほど逆に減少しており、それは畑面積の増加によることを示している。つぎに田畑の位付けについてみると田の場合は中以上の位付けに属する面積が、寛永の検地では 26.37% であったのが天保検地では 91.84% となり、畑の場合は 51.65% であったのが 64.20% となっている。つまり天保検地での上下田という新しい位付けの設定は領内村々の石高のおしあげの作用をもっており、とくに田地の場合は寛永検地で

第 7 表

	寛永検地（寛永18年）		天保検地（天保13年）		$\frac{A}{B} \times 100$	$\frac{A'}{B'} \times 100$
	広 さ(B)	分米(B')	広 さ(A)	分米(A')		
上 田	セ 72,21(6.59)	石 9,451	セ 96,06(10.14)	石 12,506	133.33	132.83
上 下 田	—	—	274,23(28.96)	30,224	—	—
中 田	216,24(19.78)	23,848	499,05(52.74)	44,925	231.01	188.38
下 田	754,01(69.04)	67,863	48,00(5.07)	3,360	6.36	4.95
下 々 田	48,22(4.39)	3,411	27,26(2.85)	1,397	56.25	40.95
田 合	1092,08 ^(100.00) < 51.55 >	104,573	946,02 ^(100.00) < 39.20 >	92,412	86.63	88.37
上 畑	217,04(21.15)	21,714	219,00(14.92)	21,900	100.92	100.85
上 下 畑	—	—	249,00(16.97)	19,920	—	—
中 畑	313,10(30.50)	25,066	474,06(32.31)	28,452	151.43	113.50
下 畑	289,28(28.16)	17,396	299,24(20.38)	11,992	103.46	68.93
下 々 畑	69,17(6.72)	2,783	73,18(4.97)	1,472	105.53	52.89
屋 敷	136,19(13.25)	13,663	151,17(10.29)	15,157	111.02	110.93
畑 合	1026,18 ^(100.00) < 48.44 >	80,622	1467,05 ^{*(100.00)} < 60.79 >	98,893	142.98	122.66
田 畑 合	2118,16<100.00>	185,195	2413,07<100.00>	191,305	113.92	103.29

(注) * このうち46セ歩百姓屋敷のうち免除。

は69.04%もあった下田が天保検地では5.07%というように圧倒的に減らされて、それが全部中田以上におしあげられている。つまり寛永の4段階位付けを天保の検地で5段階位付けに切りかえたとの実質的意義は、単に耕地の評価規準をよりこまかくして、親切な評価づけをしたことではなく、そのような表面的な姿勢のうらにかくれて、田畑・なかんずく田の位付け水準をおしあげて、租税収入をふやそうという狙いを露骨にもっていたということになる。

以上のように田畑位付けだけから見れば、天保の検地の結果は水戸藩領の石高は増加するはずとなる。少なくとも検地竿を5尺から5尺5寸にしてことからくる損失（減少）を補って余があった筈ということになる。したがって天保検地の結果生じた水戸藩の石高の減少には特に注意をはらう必要があるということになる。

3 屋敷地の免租 天保検地での屋敷地の扱いについては検地条目では最終段階のもの

で9ヶ条からなっている。その内容は今度の検地では、特別の恩恵をもって屋敷地の年貢諸役を一定範囲内で免除するというので詳細は関係ヶ条（前提検地条目で(53)条～(61)条まで）そのものを見てもらいたいが、その要点を記すと大体つぎのようになる。(イ) 領内を居屋敷2畝歩免租地帯と、1割免租地帯の2地域に分ける（百姓居屋敷のうち1軒につき2畝歩=60坪を限り、また2畝歩以下の場合はその広さの範囲で年貢諸役を免除する）。(ロ) 2畝歩免租地帯は農村部で1割免租地帯は市、浜方・宿並とする。(ハ) 居屋敷を認定するには百姓の家をよくみて、家作に応じた範囲を居屋敷とし、それ以外のところは畠地にすべきである。(ニ) 屋敷地の外に隠居屋とか蔵・物置などを建てている場合は、その地面は畑地とすべきである。(ホ) 畠の中などに小屋懸けのような家作をつくり、老人が1人住まいをして口過のために小商などをしてい地面は畠地とすべきである、等である。一定限度内で屋敷地の免租を決めたものの、何

を居屋敷地に認定するかについてはこの「検地条目」の段階ではかなり制限的なきびしい線を出している。しかし検地の実施過程に入って、その基礎台帳となる「字付帳」の作りかたを示したところで、この居屋敷認定についての制限的条件は大幅に改められ、かつ具体的になっている。いまその要点をあげると、(イ) 寛永検地以来の屋敷地は、家を取払って畑にしているもの以外は全部そのまま屋敷地とするが、そうでない土地でも現在家作があって百姓の住んでいる土地は全部屋敷地とする。(ロ) 居敷地でなくて蔵や物置を建てている地面も屋敷地として扱う、ということになる。「検地条目」での制限条項はほぼ撤回されている。このことは当然のことであるが現実に即して土地関係を再整理するという天保検地の大原則が、屋敷地の認定を少しでもきびしくして屋敷地免租の効果をできるだけ小さいものにくいとめようとする領主的発想をうちくだいた結果であろう。あるいはまた屋敷地免租といえば大変な大英断にもとづく領主側の大幅な譲歩にきこえるが、実際にはその量は微々たるもので、現実に家作の立っている土地を畑地という認定をすることによっておこるズレを犯してまで強行するほどのことではない、ということを藩当局が認識するにいたった結果の措置であるといえよう。

たしかに「格別の儀をもって」実施したと藩が自慢する屋敷地の免租も、実際にはとりたてて言うほどのものではない。前記茨城郡世楽村では寛永検地では1町3反6畝19歩あった屋敷地が天保検地の結果1町5反1畝17歩というように約11%増加しており、このなかで規定にしたがって免租地となった屋敷地は4反6畝歩と天保の屋敷地の30.46%、全耕地の1.90%ということになる。つまり天保検地によって藩側が「格別の儀」としてうち出した屋敷地の免租も、村全体の課租地からみれば2%弱にすぎぬものとなる。ないよりはましなアクセサリーというほどのものであ

第8表

茨 城 郡 世 楽 村		
屋 敷 規 模	天 保	寛 永
1 畝以下		
1 ~ 2 畝まで		2
2 ~ 3	3	
3 ~ 4	6	
4 ~ 5	2	1
5 ~ 6	1	
6 ~ 7	3	1
7 ~ 8	2	
8 ~ 9	1	1
9 ~ 10		
10 ~ 11	1	1
11 ~ 12	1	2
12 ~ 13	1	
13 ~ 14	1	2
14 ~ 15		
15 ~ 16		
16 ~ 17	1	
17 ~ 18		
18 ~ 19		
19 以上		1
屋 敷 持	23	13
全 百 姓	23	26

ろう。

しかし村の内部に立入ってみると天保検地の居屋敷の扱いには意味がなかったとはいえない。いま寛永検地と天保検地とで百姓の屋敷地がどのようにあったかを表示してみると第8表のようになる²⁷⁾。まず(イ) 寛永検地では総百姓のなかで居屋敷地(検地帳上の地目)をもったものが全体の50%であったのが、天保検地の結果では100%となっている。これは現実に家の建っている土地をそれまでの地目如何にかかわらず屋敷地として認定しようという天保検地の屋敷認定方針(この方針は「検地条目」の段階ではまだみられなくて、「字付帳仕立振」の段階ではじめてうち出されてくる)の結果といえよう。(ロ) つぎに屋敷地の規模をみると天保検地では全部が2畝

以上（2畝までが免租）であるが、主として8畝までに集中しており、比較的面積差が目立たないが、寛永検地では2畝（60坪）以下の零細屋敷地がある反面1反歩をこす者も多く、一番大きいものに至っては3反2畝というものもあって格差が大である。このように寛永検地で大きな屋敷地が、天保検地で比較的的平均化されるのは、家作をよく見て、それに見合う程度の屋敷地を認め、それ以外は畑地にするという天保検地での方針が実施された結果であろう。

4 四壁引、農道のとりかたの統一 近世の百姓屋はその周辺四囲に砂塵除け、潮風除け、火除け、盗人除けなど多目的の林を仕立てておくのが一般であった。とくに関東地方などその習慣が目立つが、これらは検地のとき除地とされてきた。これを四壁引というが、その引方に甲乙があって必ずしも公平とはいえない難いところがあった。水戸藩天保検地ではその公平を期するため四壁引のルールをつくって、全藩領について四壁引に甲乙の差がないようにした。また農道のとりかたにも同様の問題があったが、それも4郡の検地担当者が話し合っ不公平が出ないように努力したことは先述のとおりである。『経界を正す』ことを第一目標にうたいあげた水戸藩の天保検地で、このように耕地の増減にはあまり関係はないが、農民相互間の不均衡を正す目的で四壁引・農道が検討されたのは当然のことといえよう。

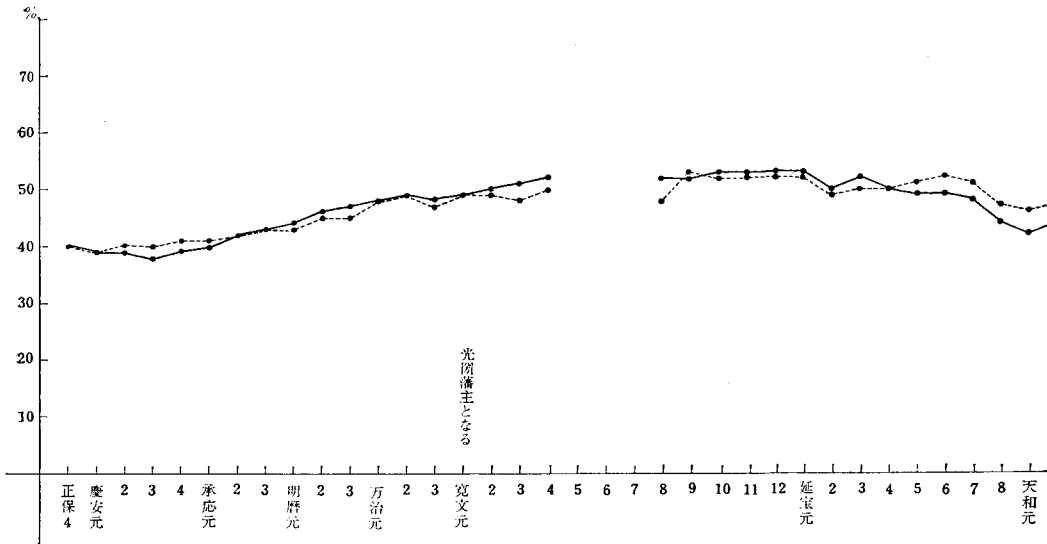
以上水戸藩の天保検地で土地の大小にかかわる問題を検討してみたが、そのことのなかから約25%にもおよぶ石高の減少の原因は出てこない。たしかに検地竿を6尺から6尺5寸にし、また寛永検地ではなかった屋敷地の免租（1戸2畝以内）の実行などは藩が天保検地を農民の立場にも立って寛容の精神でおこなったことの証拠として宣伝されるが、実際にはどちらもたいした石高減少要因とはならないことは先述のとおりである。また四壁

引・農道の問題は不公平の是正にはなっても石高の増減要因にはならず（四壁引の問題はむしろ石高増加要因になる）、また藩側が実際には検地の結果が石高減になることを少しでも防ごうと努力し、また逆に實質上の年貢増収を狙っていたことは屋敷地の免租および田畑位付けの変更のところでみてきたとおりである。

では天保検地の結果生じた25%にもおよぶ石高減少は何から生じたのであろうか。それは耕地という名目にはなっているが、現実には耕地として作用していない（またこれから先も耕地として利用する見込がない）荒廃地を切っすてたからである。

元石川村に若干の断続はあるが正保元年（1644）から幕末期までの年貢関係の判明する史料がある。いまそれをグラフに示すと第9表のようになるが、光圀が領主となった寛文元年から田畑の免率は上昇をつづけ、その治世時代が全江戸時代を通じて最高年貢率時代となっており、元禄3年（1690）の隠居を境として段々と年貢率は減少している。このような年貢収納の強化とうらはらの関係にあると考えられるが、第10表で示したように水戸藩（この表は藩領全体についてのもの）の耕地の荒廃は光圀治下で急速にすすみ、光圀の治世の終りころには荒廃地が2～3万石は常態ということになり、やがて藩始まって以来最高の6万1000石という荒廃地をかかえて彼は退陣している。光圀のあとをうけた第三代藩主綱條は松波勘十郎を登用するなどして、「宝永の新法」と呼ばれるずいぶん思い切った改革政治を行なうが、事態は必ずしも改善されないままにすすみ、これらの荒地は永久化して天保までもちこされるわけである。荒地のなかにはその年限りの荒地、ある年をかせば回復できる耕地および回復の見込みのない耕地の三つがあるが、天保の検地ではこのなかの回復不能な耕地を切っすておとしたわけで、25%にも及ぶ石高減少は農民を援けた結

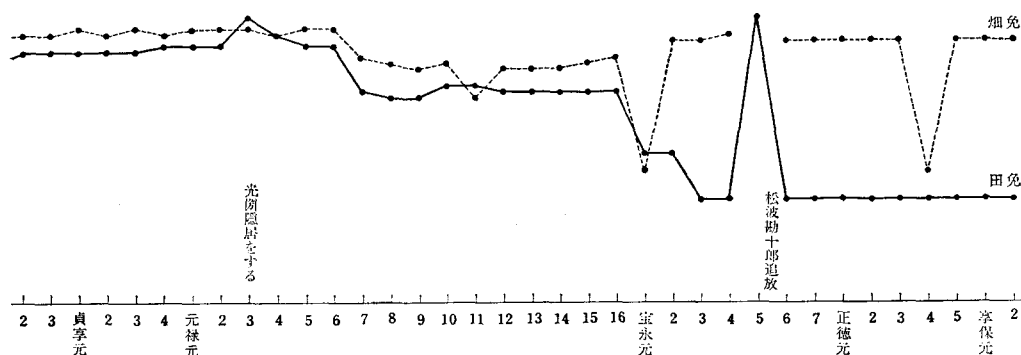
第 9 表



第 10 表

年 代	附 荒	田 畑 平 均 取		年 代	附 荒	田 畑 平 均 取	
万治元年	4535,440	0.48777	光圀が藩主となる。	天和元年	26150,111	0.38378	光圀退陣する。
〃 2 〃	6553,873	0.48428		〃 2 〃			
〃 3 〃				〃 3 〃			
寛文元 〃	5152,418	0.47808		貞享元 〃			
〃 2 〃				〃 2 〃	33143,400	0.39471	
〃 3 〃	32042,449	0.42900		〃 3 〃	24921,549	0.46860	
〃 4 〃	8711,451	0.47234		〃 4 〃	37304,659	0.38822	
〃 5 〃	5152,418	0.47808		元禄元 〃	34927,720	0.39360	
〃 6 〃	5688,864	0.47979		〃 2 〃	47871,656	0.37374	
〃 7 〃	5587,006	0.48167		〃 3 〃	61106,260	0.36162	
〃 8 〃	26077,080	0.42240		〃 4 〃	31561,878	0.39020	
〃 9 〃				〃 5 〃	45942,873	0.37024	
〃 10 〃			〃 6 〃	43373,744	0.36767		
〃 11 〃	9745,532	0.46996	〃 7 〃				
〃 12 〃	7683,991	0.48379	〃 8 〃				
延宝元 〃	7475,126	0.48156	〃 9 〃	25445,669	0.33319		
〃 2 〃	28888,175	0.41391	〃 10 〃				
〃 3 〃			〃 11 〃	27626,499	0.38153		
〃 4 〃			〃 12 〃	36578,307	0.35245		
〃 5 〃			〃 13 〃	22888,760	0.37998		
〃 6 〃	8783,278	0.46660	〃 14 〃	56633,299	0.34311		
〃 7 〃	6813,517	0.46637	〃 15 〃	23618,613	0.38837		
〃 8 〃	33619,950	0.38180	〃 16 〃				

水戸藩天保の検地とその意義（大石）



第10表（続）

年 代	附 荒 石	田 平 均 畑 取		年 代	附 荒 石	田 平 均 畑 取	
宝永元年				宝永7年	27076,140	0.41122	
〃 2 〃	27057,926	0.40257		正徳元 〃			
〃 3 〃				〃 2 〃			
〃 4 〃	30482,698	0.40293		〃 3 〃	8529,876	0.42754	
〃 5 〃				〃 4 〃			
〃 6 〃	24992,733	0.40280	松並勘十郎失脚する。	〃 5 〃	7688,209	0.42618	

【古今税務要覧】近世地方経済史料巻1より作成。

果おこったことではなく、実際はもともと耕地でなかったものを切っておとしたにすぎないのである。

第11表（後出）でみられるように元石川村は天保検地の結果548.336石あった村高が520.729石と27.607石だけ減少するが、この減少する石高は天保13年までの5年間の平均引高から検地後もなお残った引高16.259石を引き去ったものにはほぼ見合うが、このことは元石川村の荒地のなかから回復不能と思われるものを切つてすて、なお回復可能と見られるものを残した結果548.336石あった村高が、

検地の結果520.729石となったことを示している。

5 年貢徴収法の変更 水戸藩天保検地について『水戸藩史料別記』には「検地の費用を内帑より出してこれを衆民に課せず、或いは間竿六尺一分の規制なるも、土地の瘠薄と人民の貧困を察して六尺五寸に延長したるが如き、一に休養仁恤を旨としたる事業なれば、成功の上には石高において拾壹万八千七百八拾五万余を減じたり、しかれども其の租入はわずかに、壹千両を減じるに過ぎざりき、是れ膏腴の隠田より正当の租税を徴したると、

時価に準じて畑税すなわち代方の率を改めたるに由れり」と記している。しかし石高の大量の減少はここで言うように農民の「休養仁恤を旨とした」藩当局の譲歩の結果ではなく、耕地として利用できる見込みのない大量の荒廢地のきりおとしの結果である。それにもかかわらず、実質の租税収入にほとんど変化がなかったのは検地と同時に実施した年貢徴収法の変更があったからである。ではどのような変更があったのであろうか。大ざっぱに分けると、(イ) 田畑租は従来検見取法によっていたのを定免法に切り替えたこと、(ロ) 雑租のとりかたを替えたこと、の二つである。

まず(イ)の田畑租のとりかたからみよう。津田村の天保12年と同15年の「年貢免状」をかかげてみるとつぎのようになる²⁸⁾。天保13年と同14年がもっとも適切だが、それをしなかったのは兩年には「年貢免状」がなかったからである。

(1) 天保十二年

津田村丑御年貢可納取附之事

百石四斗七升貳合 申^ノ寅迄七ヶ年
内 舩夫金半^分御免
貳百五拾九石六斗貳升貳合 右同断舩夫金丸御免

高七百拾貳石貳升壹合 田畑屋敷
拾石三升四合 田方永引
壹斗貳升六合 畠方永引
五拾五石八升八合 田方丑付荒 本郷分
貳拾三石壹升三合 田方右同断 かへ免分

八拾八石貳斗六升壹合 内 田 八拾八石壹斗三升五合
畠 壹斗貳升六合

残 六百貳拾三石七斗六升

本郷分
田貳百貳拾六石五升貳合 三つ三分
米ニ而可納

同分内申始寅迄七ヶ年定免
田九石八斗九升壹合 壹つ九分
右同断

同分内悪所分右同断

田貳拾四石三斗六升三合 壹つ四分
右同断

同分内手余分右同断
田拾八石四斗七升壹合 壹つ取
右同断

かへ免分
田貳拾壹石五斗貳升五合 壹つ八分
右同断

同分内悪所分申^ノ寅迄七ヶ年定免
田拾壹石六斗九升 九分取
右同断

同分内手余分右同断
田貳拾四石壹斗壹升四合 六分取
右同断

同分内荒地分右同断
田貳拾七石八斗八升四合 三分取
右同断

三拾八石貳斗七升 申^ノ寅迄七ヶ年雜石半^分御免
内 六拾三石七斗三升 右同断雜石丸御免
畠貳百五拾九石七斗七升 貳つ九分
貳石五斗代金ニ而可納

一畠方百石ニ付取金之内ニ而可納雜穀并直段之事

一大豆 五石 納升 但金壹兩ニ 壹石五斗貳升
一稗 三石 同升 但金壹兩ニ 五石貳斗四升
一荏 壹石貳斗同升 但金壹兩ニ 壹石壹斗六升

右之外新田

高 四百三拾九石九斗九升五合 田畠
壹石四斗貳升六合 田方永引
壹斗貳升壹合 畠方永引
八拾八石五斗四升七合

残 四百三拾八石四斗四升八合
申^ノ寅迄七ヶ年定免
田拾石八斗九升九合 壹つ三分
米ニ而可納

新田分
畠九石五斗壹升貳合 貳つ取
貳石五斗代金ニ而可納

水戸藩天保の検地とその意義（大石）

(定)
 荒地分申^ル寅迄七ヶ年上免 五分取
 畠四百拾八石三升七合
 右同断
 一、升目之儀者可為如前^ト事
 右割附之通霜月中屹^トと皆済可仕者也
 天保十二年^丑十月 金子孫二郎[㊦]
 右村
 庄屋
 組頭
 惣百姓

いノ組分
 畠百七拾五石四升三合 耆^ツ六分
 耆石^弍斗^五升^代金^ニ而可納
 ろノ組分
 畠四拾石八斗八升耆^合 耆^ツ五分
 右同断
 一畠高百石^ニ付 稗 三石可納
 一高百石^ニ付夫金^弍両 繩^三拾房
 田高百石^ニ付藁^百式^拾束可納
 一升目之儀ハ可為如前^ト事
 右割付之通霜月中屹^トと皆済可仕もの也
 天保十五年^辰十月 金子孫二郎[㊦]

(2) 天保十五年
 津田村辰御年貢可納取附之事
 高六百拾六石三斗耆^合 田畠屋敷
 畠拾三石耆^斗四升^三合 百姓屋敷之内免除地
 郷藏地
 畠九升^六合 辰付荒 いノ組分
 田耆^石七斗^三升^三合 皆冷立
 田六拾三石九斗八升二合 右同断 ろノ組分
 分合 皆冷立
 田四拾耆^石四斗^四升^五合 右同断 はノ組分
 分合 皆冷立
 〆百二拾石三斗九升九合
 内 田百七石耆^斗六升
 畠拾三石^弍斗^三升^九合

右之村
 庄屋
 組頭
 惣百姓

残 四百九拾五石九斗^弍合
 いノ組分
 田四拾七石四斗三升^弍合 弍^ツ九分
 米^ニ而可納
 ろノ組分
 田^弍百拾石耆^斗六升^弍合 弍^ツ四分
 右同断
 はノ組分
 田拾八石耆^斗耆^升耆^合 耆^ツ取
 右同断
 にノ組分
 田四石三斗三升^三合 八分取
 右同断

まず天保12年の「年貢免状」であるが、高712石2升1合のなかから合計88石2斗6升1合(12.39%)の諸引を引去ったあとの623石7斗6升到年貢がかかるのであるが、田の場合226石5升2合が三つ三分(3割3分)の年貢, 9石8斗9升1合が一つ九分(1割9分)の年貢, 14石3斗6升3合が一つ四分(1割4分), 18石4斗7升1合が一つ(1割), 21石5斗2升5合が一つ八分(1割8分), 11石6斗9升到九分, 24石1斗1升4合が六分, 27石8斗8升4合が三分というように八つにわかれてその各々に三つ三分=33%から3分=3%にいたる免率(年貢率)が割りかけられている。検見によって(一部定免が採用されているが), たかだか363石9斗9升の田がその年の出来具合やら, その耕地の諸条件によって八つにも細かくわけられ, それに各々の免率を掛けて年貢量を決めるという手数のこんだ年貢徴収方法がとられている。しかしこのような年貢徴収方法の複雑さは水戸藩政最初からのものではなく, それ自体が歴史の所産である。

いま元石川村の場合についてみると, 同村

第 11 表

	高	引	田 免	畑 免
正 保 4	石 513,653		0.4	0.4
慶 安 1	511,858		0.39	0.39
2	〃		0.39	0.4
3	〃		0.38	0.4
4	〃		0.39	0.41
承 広 1	〃		0.4	0.41
2	〃		0.42	0.42
3	〃		0.43	0.43
明 曆 1	〃		0.44	0.43
2	511,865		0.46	0.45
3	514,865		0.47	0.45
万 治 1	〃		0.48	0.48
2	〃		0.49	0.49
3	〃		0.48	0.47
寛 文 1	〃		0.49	0.49
2	〃		0.50	0.49
3	〃	石 6,825	0.51	0.48
4	〃		0.52	0.50
5	〃			
6	〃			
7	〃			
8	〃	7,75	0.52	0.48
9	〃	3,275	0.52	0.53
10	〃	11,727	0.52	0.53
11	〃	16,326	0.52	0.53
12	〃	34,645	0.52	0.53
延 宝 1	〃		0.52	0.53
2	〃		0.49	0.50
3	〃	38,438	0.50	0.52
4	515,593	28,073	0.50	0.5
5	〃	26,305	0.49	0.51
6	〃	24,391	0.49	0.52
7	〃	29,906	0.48	0.51
8	〃		0.44	0.47
天 和 1	〃		0.42	0.46
2	〃	40,455	0.44	0.47
3	〃		0.44	0.47
貞 享 1	〃	22,128	0.44	0.48
2	〃	50,213	0.44	0.47
3	517,693	84,794	0.44	0.48
4	〃	136,676	0.45	0.47
元 禄 1	〃	96,774	0.45	0.47
2	〃	192,945	0.45	0.48

水戸藩天保の検地とその意義（大石）

	高	引	田	免	畑	免
元 禄 3	517,693	233,243	0.45		0.48	
4	〃	42,013	0.50		0.48	
5	〃	82,143	0.47		0.47	
6	〃		0.45		0.48	
7	548,336		0.47, 0.27		0.48, 0.38	
8	〃	25,303	0.46, 0.27		0.47, 0.38	
9	〃		0.46, 0.27		0.46, 0.37	
10	〃	12,579	0.48, 0.29		0.47, 0.38	
11	〃	49,949	0.47, 0.29		0.46, 0.37	
12	〃	206,804	0.46, 0.28		0.46, 0.37	
13	〃	102,932	0.46, 0.28		0.46, 0.37	
14	〃	110,164	0.47, 0.28		0.46, 0.37	
15	〃	63,87	〃		0.47, 0.38	
16	〃	77,884	〃		0.48, 0.39	
宝 永 1	〃	44,393	0.49, 0.30		0.50, 0.41	
2	〃		〃		0.51, 0.42	
3	〃		0.50, 0.31		〃	
4	〃		〃		0.52, 0.43	
5	〃		0.50			
6	〃		0.50, 0.31		0.51, 0.42	
7	〃		〃		〃	
∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴
文 化 1	〃	25,664	0.46, 0.38, 0.34, 0.29, 0.21, 0.18, 0.03, 0.23, 0.21, 0.17, 0.16		0.51, 0.25, 0.15, 0.08, 0.42, 0.20, 0.12, 0.08	
2	〃	〃	〃		〃	
3	〃	〃	〃		〃	
4	〃	〃	〃		〃	
5	〃	〃	〃		0.49, 0.25, 0.15, 0.08, 0.40, 0.20, 0.12, 0.08	
6	〃	〃	〃		0.51, 0.25, 0.15, 0.08, 0.42, 0.20, 0.12, 0.08	
7	〃	〃	〃		〃	
8	〃	〃	0.46, 0.38, 0.34, 0.29, 0.21, 0.18, 0.30, 0.23, 0.21, 0.17, 0.36		〃	
9	〃	〃	0.46, 0.38, 0.34, 0.29, 0.21, 0.18, 0.16, 0.03		0.51, 0.42, 0.25, 0.20, 0.12, 0.15, 0.08, 0.42, 0.34, 0.28	
10	〃	27,958	〃		0.51, 0.25, 0.15, 0.08, 0.42, 0.20, 0.12, 0.08	
11	〃	〃	0.46, 0.38, 0.34, 0.29, 0.21, 0.18, 0.16, 0.03		〃	
12	〃	〃	〃		〃	
13	〃	〃	〃		〃	
14	〃	25,881	〃		0.44, 0.25, 0.12, 0.08, 0.36, 0.20, 0.12, 0.08	
文 政 1	〃	〃	〃		〃	

	高	引	田 免	畑 免
文 政 2	548,336	25,881	0.46, 0.38, 0.34, 0.29, 0.21, 0.18, 0.16, 0.08, 0.03	0.51, 0.25, 0.15, 0.08, 0.42, 0.20, 0.12, 0.08
3	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	0.45, 0.25, 0.15, 0.08, 0.42, 0.20, 0.12, 0.08
5	〃	〃	〃	0.51, 0.25, 0.15, 0.08, 0.20, 0.12, 0.08
6	〃	〃	〃	0.49, 0.25, 0.15, 0.08, 0.42, 0.20, 0.12, 0.08
7	〃	〃	〃	〃
8	〃	23,414	0.46, 0.38, 0.34, 0.29, 0.22, 0.19, 0.16, 0.08, 0.03	0.51, 0.25, 0.15, 0.08, 0.42, 0.20, 0.12, 0.08
9	〃	23,416	〃	〃
10	〃	〃	〃	〃
11	〃	23,414	〃	〃
12	〃	〃	〃	〃
天 保 1	〃	〃	〃	〃
2	〃	〃	〃	〃
3	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	0.47, 0.25, 0.15, 0.08, 0.42, 0.20, 0.12, 0.08
5	〃	〃	〃	0.51, 0.25, 0.15, 0.08, 0.42, 0.20, 0.12, 0.08
6	〃	23,739	〃	〃
7	〃	117,032	〃	0.41, 0.25, 0.15, 0.08, 0.42, 0.20, 0.12, 0.08
8	〃	23,739	〃	0.51, 0.25, 0.15, 0.08, 0.42, 0.20, 0.12, 0.08
9	〃	68,668	〃	0.47, 0.25, 0.15, 0.08, 0.42, 0.20, 0.12, 0.08
10	〃	23,739	〃	0.51, 0.25, 0.15, 0.08, 0.42, 0.20, 0.12, 0.08
11	〃	45,683	〃	〃
12	〃	41,047	0.46, 0.38, 0.34, 0.29, 0.22, 0.19, 0.16, 0.03	〃
13	〃	36,312	0.46, 0.38, 0.34, 0.29, 0.22, 0.19, 0.16, 0.08, 0.03	〃
14	520,729	16,259	0.37, 0.16	0.20
15	〃	〃	〃	0.17

では正保4年(1647)から嘉永元年(1848)までの「年貢免状」をみる事ができるが²⁹⁾、同村の正保4年から天保15年(天保検地にもとづいて「年貢免状」がつくられたのは天保14年から)までの村高・諸引・田畑の免率を表にすると第11表のようになる(紙数の関係

で途中を省略している)。表について説明を加えると、田畑免率のところ、たとえば正保4年の分が田免率で0.4となっているのは、田全部を一本にして40%の免率だということを意味し、元禄7年が0.47, 0.27となっているのは田が状況に応じて二つの部分にわけら

れ、各々47%と27%の免率だということを意味する。したがって文化元年（1804）の場合には田が11部分に、畑が8部分に分けられて各々の免率が適用されていることを示す。

田の場合ははじめのうちは1村の田が全部1つの免率で処理されていたが、これが二つになったのは光圀時代の高率取奪で荒廃した水戸藩の財政と農村とを、つぎの綱條がいわゆる「宝永の改革」と総称される改革政治によって建直そうと努力をはじめた元禄7年(1694)からである。この年から今まで1本だった免率の田を2部分に分けて、免率四ツ七分（4割7分）の田と二ツ七分（2割7分）の田とにしたのは、このようなきめこまかい処置によって、荒廃が進行して生産力格差のついた田から、現実に即した貢租を取ろうとしたことのあらわれであろう。そのようなことが進んで元文5年（1740）には5区分、明和2年（1765）には6区分、寛政9年（1797）には11区分、享和3年（1803）には15区分、文化元年（1804）には再び11区分になって以下は第11表にみられるようになるのである。荒廃が進行したまま根本的なところでは改革がおこなわれないまま、より現実に即応したその場しのぎの、しかしきめこまかい対応がなされた結果である。このため文化・文政から天保段階の水戸藩の年貢収納事務は甚だ煩瑣になっていたにちがいない。

さて天保検地後の水戸藩の年貢免状は、それ以前のもの形式が全くかわってくる。前掲の天保15年の津田村の「年貢免状」にみられるように、田畑を「い」「ろ」「は」「に」という四段階に分けて、「いノ田」は二ツ九分、「ろノ田」は二ツ四分、「はノ田」は一ツ、「にノ田」は八分、「いノ畠」は一ツ六分、「ろノ畠」は一ツ五分というように免率を決めて定免法で年貢をとっている。

このように耕地を各村ごと「い」「ろ」「は」の3等級に分け（村によってはこれに「別」と「に」が加わる）、定免で年貢を取りたて

るようにしたことが天保検地に伴う年貢のとりかたの変化の第一である。これによって水戸藩の年貢徴収事務は著しく簡素化され、かつ現実に即したものになったであろう。このことがおそらく藩側にとって天保検地で得られたメリットの最大なものであったろう。

さてこの「い」「ろ」「は」の等級区分であるが、この等級区分に固有な年貢免率があるわけではない。その村その村の実情に応じて、何村の「い」は二ツ四分というように村によって異なるのである。いま県南村々の田畑の区割と免率を表示すると第12表のようになる³⁰。32というのとは三ツ二分（3割2分の免率）という意味である。県南の肥沃な地帯の村々だけに全体的に免率は高い。なお宍倉村の「別」が40であるのに延方村の「い」が54であるというように、この区分は藩全体の規準を示す数字ではなくて村内の土地の相対的規準である。

つぎに(四)の雑税のとりかたの変更についてみよう。斉昭は文政12年（1829）10月17日藩主に就任した翌日「弊風革新」の施政方針を示すが、そのなかで松波勘十郎以来おこなわれていた横歛の政を改めることをうたい、その第一として三雑石切返しをあげている³¹。

〔註〕 三雑石切返しの制は松波勘十郎の始めたことではなく、元石川村の年貢免状にはすでに慶安元年(1648)からみえているように³²、非常に古くからあったものであり、また彼の時から農民側にとくに不利になってそれが横歛の基となった事実もない。先述したように水戸藩農村の荒廃の原因となった年貢免率の引上げも光圀時代におこなわれ、その傷あとが癒せぬまま悪化するのを、それを松波勘十郎に負わせるのは誤りである。

このような公約もあったので、三雑石のうち、とくに評判の悪かった大豆・荏についてこれを廃止した。また浮役のうち鳥運上・漆東役・油薪代を免除し、また諸掛り銭のうち

第 12 表

	田					畑			
	別	い	ろ	は	新 田	別	い	ろ	は
川 戸		32	25						
小 川		37	18	12	8				
馬 場		34	18						
小 堀		39	29	16					
幡 谷		24 (区別なし)							
山 野		36	31						
井 関		36	25		14				
宍 倉	40	33	22	15					
三 ツ		23	16						
上 軽		36	29						
安 食		40	31	18	16				
柏 崎		30	20	14	14				
田 伏		31	22	14	15				
川 中		27	20	16	14				
田 木		40	28						
上 玉		43	39	25	(に)16				
下 玉		30	23	17	16				
高 崎		35	26	18	16				
延 方		54	49	31					
上 戸		45	39		25				
島 崎	47	43	37	18		27	25	19	
赤 須		36	18				20	10	
牛 堀		41	30			36	22		
永 山		47	37	16			22 (区別なし)		
堀 之		36	29	17			21	11	
茂 木		26	21	10			15	9	
矢 幡		42	36	18			23	18	6
古 高		50	41	30					
大 洲		21 (区別なし)							
徳 島		23 (区別なし)							
辻		46	39	18					
筑 地		38	34	18					
潮 来		49	38	25	25				
清 水		28	16	8			16 (区別なし)		
[平 均]	43.5	37.51	28.58	17.80	16.27	31.5	21	13.4	6

江戸米掛り・江戸大豆掛り・給人糶掛り・御城米納掛り・炭付蘆萱駄賃掛り・梯洪竹草箒掛り・御物成并年賦返納稗敷菰掛りを廃止した。これらは今まで農民が負担していたものが免除された部分だが負担増加の部分もある。

とくに石高の減少を補う役目を果たしたものに「畠方二石五斗代」の改正がある。前出天保12年の津田村の「年貢割付」の末尾の方に
 畠九石五斗老升式合 式つ取
 式石五斗代金=而可納

島四百拾八石三升七合

五分取

右同断

とある。この部分がそれにあたるので2石5斗を金1両と金に換算して金納していたのを、この換算規準は現状にあわぬからというので1石2斗5升を金1両にあらためたのである。それまで100石分で40両納めていた畑租はこの措置で80両と丁度倍になったわけである。つぎに畑租ほどの作用はないが、それまでは賦課されない村々もあったのに、それでは不公平だというので領内全村に高100石につき夫金2両、繩30房と、田高百石につき藁120束を賦課することにした。但しこの高というのは村高ではなく諸引を引き残ったあとの高である。なおここに「年貢免状」をかかげた津田村も、先記の元石川村もともにそれまでは夫金・繩・藁を出していないので、不均衡を是正するという美名のもとに新たな負担を強いられた村々は意外に多かったのではなからうか。

ともあれ不均衡の是正、その結果としての負担の公正化と年貢引上げおよび年貢徴収事務の簡素化とが水戸藩天保検地の施行目的のなかに潜んでいたことが、ここでも推測できるのである。

従来は四壁引や農道のとりかたが不統一であったのを全藩同一のルールで処理するようになったこと、また夫金・繩・藁などの賦課も、それを出す村と出さない村があったのも、一律に規準にもとづいて出すようになったなど、この検地では不均衡の是正に力をいれているが、そもそも富農が隠田や実質の地力にたいして評価（石付け）の著しく低い土地を大量にもち、小農がその逆であるという状況からくる不公正を正すというのが検地施行論者の主張の重要な論点の一つであった。この点は検地の結果どのようになったのであろうか。

県南の豪農で天保13年段階で130石余の大地主であり、藩初以来牛堀・永山両村の兼帯

第13表 須田家持高変化表(牛堀・永山村分)

	先高 A	当高	増分 B	B/A × 100
	(天保10年)	(天保13年)		
牛堀村分	石斗升合 22 6 0 8	石斗升合 25 5 7 1	石斗升合 2 9 6 3	% 13
永山村分	57 2 8 1	65 0 4 2	7 7 6 1	14
谷新田分	4 9 9 5	14 5 4 2	9 5 4 7	191
湖新田分	7 7 5 0	26 3 8 3	18 6 3 3	240
計	92 6 3 4	31 5 3 8	38 9 0 4	42

「天保十三年八月須田氏持高・寄帳」(須田家文書)による。
乾宏巳「水戸藩党争の一考察」『歴史学研究』232号。

庄屋をつとめ、また天保以降は潮来領大山守となり、また検地時は郷役人に任ぜられた須田家の持高を比較する表をかかげると第13表のようになる³³⁾。天保10年の持高と天保検地の結果の持高を比較すると牛堀・永山分で約42%の増加となっている。同家は天保11・12年の間に少なくとも5反6畝5歩と1.231石の土地を新たに集積しているので、42%という数字は若干修正する必要があるが、ともかく天保検地の結果、それ以前よりかなりの持高が（実際は持高評価が）あがったのは事実であろう。

また水戸市域の元石川村の名主郡司家の場合を見ると、天保検地の直前には11.733石であった持高が、検地の結果12.818石となっている。9.24%の増加である。

藩全体の石高は先記のように約25%検地の結果減少しているなかにおいて、須田家・郡司家のような村落指導者層の持高は逆に増加しているのであるから、たしかに村落の指導的立場にある豪農層は、実質持高より公式持高が少ないというそれまでの農政論者の主張は正しく、それを正すという天保検地の主要眼目の一つは満たされたというべきであろう。

検地の結果「貧農は悦び富農は嘆いた³⁴⁾」という水戸藩天保検地にたいする公式評価は、貧農が悦んだかどうかは疑問を残すとして、富豪にある程度の打撃をあたえたことは事実であろう。

- 26) 世楽村「八文字家文書」
- 27) 同前，寛永・天保両検地帳
- 28) 勝田市「軍司家文書」
- 29) 元石川村「郡司家文書」
- 30) 世楽村「八文字家文書」
- 31) 「水戸藩史料」別記巻7「弊風の革新」
- 32) 元石川村「郡司家文書」
- 33) 乾宏巳「水戸藩党争の一考察」(『歴史学研

究』232号)

- 34) 「水戸藩史料」別記巻19

この論文は『水戸市史』編さんに関連しておこなった収集史料によるところ多大である。末尾ながら史料所蔵の方々および水戸市史編さん室の関係各位に感謝の意を表したい。